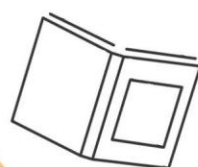


村民のまめな暮らしが イドブツ



令和7年度版



村の概要

村民憲章

昭和 62 年 3 月制定

1. 自然に親しみ、環境を整え、美しく住みよい村をつくりましょう。
1. 教養を高め、伝統を重んじ、文化の香り高い村をつくりましょう。
1. 健康で働き、きまりを守り、心のふれあう福祉の村をつくりましょう。
1. 資源を活かし、創意と努力を重ね、豊かな村をつくりましょう。
1. 協同と連携の意識を深め、希望と活力にみちた村をつくりましょう。

村民の歌

作詞 石田 卯子八

作曲 岡部 富士夫

- 1 阿武隈の山なみつづくみどり立つ村
白樺は風にそよぎて
さわやかな人の心よ
ああここにひらく
かぎりなき希望世代を継ぎて
鮫川村を われらおこさん
- 2 遥かなる起き伏す峯のうるわしき郷
山ゆりは さ霧にぬれて
香ぐわしき人の情よ
ああここにきづく
もろ人むつみてたつき豊かに
鮫川村を われらたたえん

♩ = 104 ~ 110



村章

鮫川村の「さ」の字を図案化したもので、村民の融和と団結を表し、明るく豊かなむらづくりに着実に進む鮫川村を象徴したものです。



位置・地勢

鮫川村は、福島県の南端、東白川郡の北東部に位置し、東は古殿町といわき市に接し、西は棚倉町と浅川町に、南は塙町と茨城県北茨城市に、北は石川町に接しています。

本村は、阿武隈高原南部にあり、山脈丘陵が連なっていて、村の大部分は 400 メートルから 650 メートルの範囲にあります。耕地は山峡に開け、丘陵部の緩傾斜地の多くは、採草放牧地に利用されています。

総面積は 131.34 キロ平方メートルで、林野面積が 9,782 ヘクタールと、総面積の約 4 分の 3 を占め最も多く、農用地が 1,770 ヘクタール、宅地が 56 ヘクタールなどとなっています。

気候はおおむね表日本型気候で、標高が高いため、年によっては夏の異常低温による農作物への影響がみられます。

交通条件としては、主要幹線道路として国道 289 号が村の南部を横断し、また、国道 349 号が村を南北に縦走しています。車で白河市へ約 45 分、郡山市・いわき市へそれぞれ約 1 時間、県都福島市へ約 2 時間の距離にあり、首都圏へも 3~4 時間の位置にあります。周辺には、東北自動車道、常磐自動車道、東北新幹線、福島空港への高速交通体系も整備されています。

村の花・木・鳥



村の花
やまゆり



村の木
しらかば



村の鳥
きじ

庁舎案内・業務案内

庁舎案内

総務課総務係 ☎49-3111

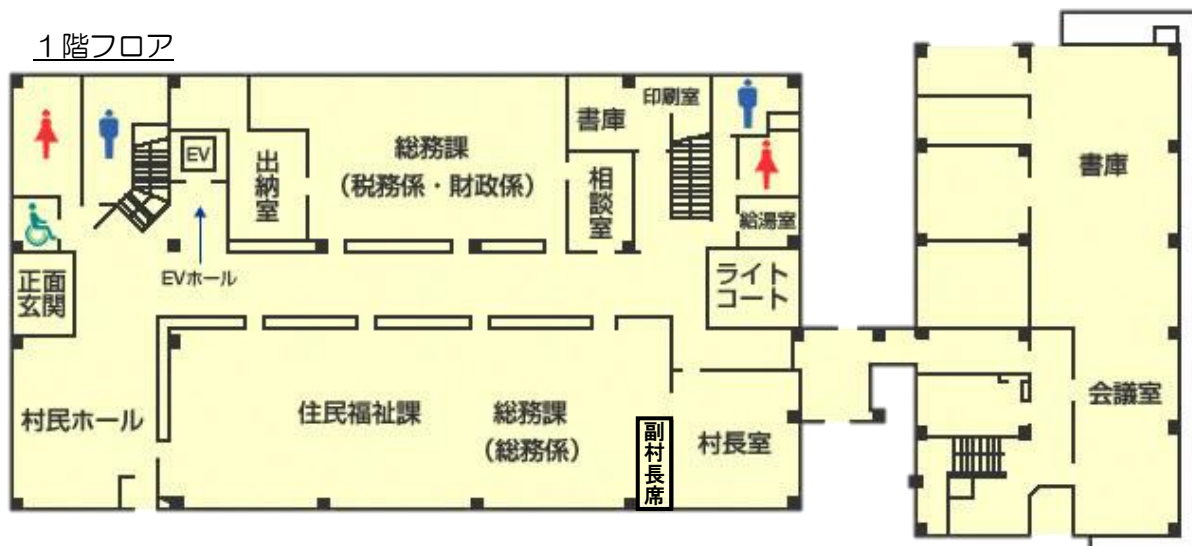
〒963-8401

鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5

☎49-3111 FAX 49-2651

※電話番号の表示方法として、村内の公共施設や事業所などについては、市外局番（0247）の記載を省略しています。次ページ以降も同様とします。

1階フロア



2階フロア



各課の主な仕事内容

総務課総務係 ☎49-3111

執務時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

ただし、日曜日および土曜日・国民の祝日・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）を除きます。

なお、閉庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までは、日直が在庁しています。

組織一覧

●村長部局

課名	業務内容	電話番号	場所（施設）
総務課	総務係 行政区、文書、交通安全、消防、防災、防犯、防災無線 財政係 予算編成、地方交付税、村有財産管理、ふるさと納税、契約 税務係 税証明、住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	49-3111 災害時対応 49-3302 49-3303	本庁舎 1 階
住民福祉課	住民係 戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード等交付、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、こども・妊産婦医療 福祉係 児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、介護保険、民生児童委員、生活保護 健康係 母子保健、予防接種、思春期支援、成人保健、保健指導、住民健診、献血、健康相談、保健推進員 診療所 医療	49-3112 49-2028	本庁舎 1 階 保健センター
農林商工課	農林畜産係 農業振興、農事組合、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策、認定農業者、林業振興、畜産振興、鳥獣保護 商工観光係 商工業振興、労政、観光、消費者行政	49-3113	本庁舎 2 階
地域整備課	建設係 道路工事・維持管理、河川管理、村営住宅、道路河川農地災害復旧 環境係 上・下水道、環境衛生、合併処理浄化槽、畜犬登録	49-3114	本庁舎 2 階
村づくり推進室	村づくり推進係 総合計画および各種計画、国際交流、統計、DX 推進、地方創生、公共交通、土地利用、村営バス 情報・広報係 情報推進、庁内情報化、広報広聴、特定個人情報	57-6332	本庁舎 2 階
出納室	出納室 公金の収入・支出	49-3116	本庁舎 1 階

●議会・行政委員会事務局

課名	業務内容	電話番号	場所（施設）
議会事務局	議会・委員会の運営	49-3115	本庁舎 2 階
監査委員事務局	監査・検査・決算審査	49-3115	本庁舎 2 階
農業委員会事務局	農業委員会運営、農業者年金	49-3113	本庁舎 2 階
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会運営、選挙事務	49-3111	本庁舎 1 階

●教育委員会部局

鮫川村教育委員会（鮫川村公民館内）

〒963-8401

鮫川村大字赤坂中野巡ヶ作 128 番地

業務内容	電話番号	場所（施設）
教育総務係 学校教育、奨学金、各種検定、スクールバス 生涯学習係 生涯学習、社会体育 義務教育学校等開設準備室 公立学校等複合施設整備、学校施設の管理	49-3151	公民館 1 階
学校給食センター 給食センター運営、調理・栄養、配送	49-2113	学校給食センター
公民館 公民館運営	49-3151	公民館 1 階
こどもセンター 保育・教育、センター運営、栄養・調理、幼児送迎バス	29-1010	さめがわこどもセンター

●主な施設

施設名		所在地	電話番号等
村の施設	保健センター	鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1	
		保健センター	29-1231
		診療所	49-2028
		さめがわ歯科医院	49-2149
	村民保養施設「さざり荘」	鮫川村大字赤坂東野字広畑 199-2	49-2205
	高齢者総合福祉センター 「ひだまり荘」	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35	49-3600
		地域包括支援センター	29-1233
		居住棟	(公衆電話) 49-3602
	高齢者向け優良賃貸住宅	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35	49-3600/ (公衆電話) 49-3601
	農産物加工・直売所 「手・まめ・館」	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 116	49-2556/ (FAX) 49-2445
	農産物保管調整施設・伝承館	鮫川村大字富田字彦次郎 213	
学校	鮫川小学校	鮫川村大字赤坂中野字道少田 86	49-2005/ (FAX) 49-2017
	鮫川中学校	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 130-4	49-3101/ (FAX) 49-3102
社会教育・体育施設	鮫川村公民館	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 128	49-3151/ (FAX) 49-3152
	図書館（環境学習館）	鮫川村大字赤坂中野字新宿 64-2	29-1150
	児童クラブ	鮫川村大字赤坂中野字道少田 86	49-2012
	歴史民俗資料館	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 126-1	49-3106
	トレーニングセンター（プール）	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 64	49-3295
	西野グラウンド	鮫川村大字赤坂西野字名下 57	
	西山体育館	鮫川村大字西山字水口 31	
	富田体育館	鮫川村大字富田字彦次郎 213	
	青生野体育館	鮫川村大字青生野字大犬平 56	
	青生野グラウンド	鮫川村大字青生野字大犬平 225	
	村民グラウンド	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 83	
	青少年広場（運動広場）	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 131	
関係機関・施設	棚倉警察署鮫川駐在所【緊急 110】	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 11-1	49-2110
	棚倉消防署鮫川分署【緊急 119】	鮫川村大字赤坂中野字道少田 13-1	49-2119/ (FAX) 49-2399
	鮫川村商工会	鮫川村大字赤坂中野字新宿 38	49-2171/ (FAX) 49-2541
	棚倉森林管理署鮫川森林事務所	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 47-1	49-2055
	東西しらかわ農業協同組合鮫川支店	鮫川村大字赤坂中野字新宿 83	49-3131/ (FAX) 49-3133
	鮫川郵便局	鮫川村大字赤坂中野字道少田 59	49-2160
	(社) 鮫川村社会福祉協議会 介護事業所「ひだまり荘」 介護支援事業所「ひだまり荘」 介護予防支援事業所	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35（ひだまり荘内）	49-3600/ (FAX) 49-3700/ (公衆電話) 49-3601
	(社) 鮫川福祉会 「鮫川たんぽぽの家」	鮫川村大字赤坂西野字岡田 59-1	49-2022/ (FAX) 49-2099

	(社) みやぎ会 「特別養護老人ホームさめがわ」 「グループホームさめがわ」	鮫川村大字西山字水口 31 //	29-1711/ (FAX) 29-1712 (FAX) 29-1714
地区集会施設	赤坂西野区民センター	鮫川村大字赤坂西野字頭割 52-1	49-3395
	西山区集落センター	鮫川村大字西山字水口向 2-1	49-2385
	赤坂中野区集落センター	鮫川村大字赤坂中野字道少田 94	49-2383
	東石区集落センター	鮫川村大字赤坂東野字広畑 4-2	49-2381
	中の沢集落センター	鮫川村大字赤坂東野字大房 50-2	
	戸草多目的集会所	鮫川村大字赤坂東野字戸草 97	49-3150
	富田区集落センター	鮫川村大字富田字彦次郎 200	49-2867
	渡瀬区集落センター	鮫川村大字渡瀬字中山 228-3	48-2253
	青生野集落センター	鮫川村大字青生野字大犬平 39	48-2252

目 次

健やかな人をみんなで育むむらづくり



出産・子育て支援	1
文化・スポーツ	13

地産地消と地域循環で稼げるむらづくり



農業・林業	19
働く人の福利厚生	23
各種登録および届出、証明書関係	24
税金	28

いきいき健康で暮らせるむらづくり



社会保障制度（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金）	33
成人・高齢者	46
高齢者の福祉	52
障害者福祉	58
救急医療・村の医療機関	64
保養・宿泊施設、レクリエーション施設	66

心豊かな生活が送れるむらづくり



消防防災・安全対策	70
公共交通	76
自然・環境保全・土地利用	83
上・下水道・浄化槽	88
道路・住宅	90

ガイドブックのご利用に際して

このガイドブックは村で行っている事業や各種制度など、皆さんの暮らしに関わる情報を紹介しています。生活の中で「こんなときはどうしたらいいの？」と思う場合に参考にしてください。

なお、村が行っているすべての事業が載っているわけではありませんので、わからないことがある場合は気軽に役場までお問い合わせください。



出産・子育て支援

母子健康

住民福祉課 ☎49-3112

母子健康手帳の交付

母子健康手帳は、妊娠から出産、さらにはお子さんの予防接種や健康診査の結果を記録するものです。妊娠したことが分かりましたら、早めに窓口で妊娠の届出をして、手帳の交付を受けてください。

なお、事前に電話で予約をしてからおいでください。

訪問指導および相談

●産前

妊婦の不安軽減を図り、健やかな妊娠経過を辿ることができるよう支援を行います。

●産後

育児に関する不安軽減を図り、安心して育児ができるよう、生後4か月までの新生児・乳児および産婦の健康診査結果により、相談や支援を行います。

●離乳食訪問

体の成長に合わせた離乳食の進め方が必要になることから、適切な時期・食品・食形態で離乳食が進められるよう、生後5か月児及び保護者に相談や支援を行います。

なお、電話や面談による保健師または管理栄養士との育児相談も行っています。必要に応じて、医療機関や専門機関との連携による支援も行いますので、ご連絡ください。

出産祝い金「さめっこすくすく祝い金」

子どもの誕生を祝福し、子どもの健全な育成を図るため、出産お祝いが交付されます。

●給付内容

第1子…5万円 第2子…10万円 第3子…20万円

※30,000円の赤ちゃん商品券を含む。

●給付条件

- ①子どもの出生日の1年前から村内に住民登録され、現に居住している者
- ②村外に居住していた者が鯉川村に住民登録し、かつ定住の意思を持って村内に居住している者

妊婦のための支援給付金

妊婦が安心して出産・子育てができるよう支援します。

●伴走型支援

すべての妊婦および子育て家庭を対象に、出産・育児等の見通しを立てるための面談やその後の継続的な情報発信、相談等を通じ、必要な支援につなぐもの。

●妊娠のための支援給付金

妊娠の届出を行い、面談を受けた妊婦…5万円（妊娠1回につき）

妊娠しているお子さんの人数を届け出た妊婦（出産予定8週間前から申請可能）

…5万円（胎児1人に対して）

出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときは、50 万円を上限に一時金が支給されます。なお、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は、48 万 8 千円の支給となります。詳細は住民福祉課住民係の国保担当へお問い合わせください。

●支給要件

出産の日に被保険者の資格のある妊娠 85 日以上（死産・流産を含む）の妊婦であること
 ※以前加入していた健康保険で支給を受ける場合は支給されません。（健康保険法の規定より）
 ※出産児 1 人につき 1 出産となります。

●直接支払い制度

出産育児一時金をかかった出産費用に充てることができるように、原則として国民健康保険から出産一時金が病院などに直接支払われる仕組みになっています。

なお、上記以外に、出産後に国民健康保険から受け取る方法をご利用いただくことも可能です。

乳幼児紙おむつ券給付

子育て支援の一環として、紙おむつ券 5,000 円（月額）が交付されます。

●給付期間

出生した月から満 1 歳 6 か月に達する前の月までの間

●利用できる特定事業所

タカハシ呉服店（赤坂中野字道少田） ☎49-2010
 舟木商店（赤坂東野字広畑） ☎49-2068
 村民の店すまいる（赤坂中野字新宿） ☎57-6901

子育て応援祝金

●給付内容

小学校等入学 50,000 円
 中学校等入学 50,000 円

●給付条件

対象児童が入学する日の 1 年前から村内に住民登録され、現に居住している者

●申請手続

入学年度の 4 月 2 日から 4 月末までに、子育て応援祝金申請書を住民福祉課に提出してください。

児童手当

高校生年代までの児童を養育している人に支給する手当です。申請は出生届出の際、児童手当認定請求書を提出してください。

●手当月額（令和 7 年 4 月現在）

3 歳未満…第 1 子/第 2 子 15,000 円、第 3 子以降 30,000 円
 3 歳～高校生年代…第 1 子/第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 30,000 円

●支払回数

2 か月分を 6 回（偶数月）

●その他

多子加算の対象について…22 歳年度末まで（親等の経済的負担がある場合に限る）

児童扶養手当・特別児童扶養手当

離婚などにより、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当です。対象は18歳の3月までです（精神または身体に障がいのある場合は20歳の誕生日まで延長されます…特別児童扶養手当）。

●児童扶養手当月額（令和7年度現在）

全部支給	46,690 円
一部支給	11,010 円～46,680 円
第2子以降加算	11,030 円（最大）

●特別児童扶養手当（令和7年4月以降）

1 級（重度）	56,800 円
2 級（中度）	37,830 円

不妊治療費助成制度

特定不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

妊産婦等歯科健康診査

妊娠によるホルモンの変化やつわりなどの症状により、歯周病やむし歯などの口内トラブルが多くなります。出産前から口内の健康を保つため、お父さんお母さんの歯科健康診査を行います。対象者には受診期間前に診査票が送付されます。

●診査内容

パノラマ X-ray 撮影、口腔内診査、口腔衛生指導

●受診機関

さめがわ歯科医院（妊産婦等歯科健康診査受診票および健康診査票が届いたら、電話での事前予約を行ってください。）

妊産婦健康診査助成制度

妊産婦の母胎の健やかな発育と安全な分娩、健康な子どもの出生支援のため、一般健康診査・精密検査を医療機関に委託して行います。

●内容

産前	無制限（うち精密検査1回）
産後	2回

産後ケア事業

出産後から一定の期間、村が指定する病院や助産所、自宅において、助産師等からお母さんの心身の回復と心理的な安定を促進するとともに、育児の手技等の指導や相談を行い、お母さんとそのご家族が健やかな育児ができるよう支援します。

費用については一部自己負担となります。

乳幼児健康診査・乳幼児健康相談・歯科健診

乳幼児の疾病の早期発見や母（養育者）の育児に関する不安の軽減を図るとともに、母子の健康増進を図るため、乳幼児の発育、発達、母（養育者）の心身の健康状態と生活状況の確認および相談を行います。

お母さんの歯に関する意識を高め、正しい知識を学び、乳幼児の健康な乳歯を守るため、歯に良い習慣作りを促し、歯科健康診査・相談を行います。

対象者には、事前に通知を行います。

●集団健康診査・集団歯科健診

時期	内容		会場	持ち物
3～4 か月児	発達問診、身体測定、 内科健診、股関節健 診、栄養および歯科指 導、保健指導	歯科衛生士によ る口腔内の確 認、衛生指導お よび口腔相談、 乳歯の衛生指導	埴厚生病院	・母子健康手帳 ・問診票 ・アンケート ・子どもノート ・その他月齢に応 じて必要とするも の（バスタオル、歯 ブラシ、コップ、ミ ルクなど）
7 か月児	発達問診、身体測定、 内科健診、予防接種の 確認、栄養および離乳 食指導、保健指導およ び育児相談		保健センター	
10 か月児	発達問診、身体測定、 内科健診、栄養および 歯科指導、保健指導			
1 歳 6 か月児	発達問診、身体測定、 内科健診、歯科健診、 栄養および歯科指導、 保健指導			
3 歳児	発達問診、身体測定、 内科健診、歯科健診、 視力聴力検査、尿検 査、栄養および歯科指 導、保健指導			

●個別健康診査・個別歯科健康診査

- 健康診査…新生児聴覚検査、生後 1 か月児健康診査は、出産した病院で行います。
- 歯科健康診査…2 歳児・2 歳 6 か月児を対象に歯科健康診査を行います。個別に通知をしますので、受診する 1 週間前までに直接予約をしてください。会場はさめがわ歯科医院です。

妊産婦医療費助成制度

妊産婦の医療費を助成することで、妊産婦に係る疾病の早期発見と治療を促進し、母子保健の向上を目的に「妊産婦医療費助成事業」を行っています。

●助成対象者

鯉川村に住所がある母子健康手帳の交付を受けた妊産婦

●受給資格登録

住民福祉課で妊娠届を行ったとき、妊産婦医療費受給資格の登録手続きをしてください。その際は、妊娠届出書または母子健康手帳、保険証、印鑑、貯金通帳をお持ちください。

●助成の受給期間

妊娠 5 か月（113 日）となる日の属する月から分娩日の属する翌月まで

※ただし、5 か月を過ぎてから届出を行った場合は、その届出日の属する月となりますので、ご注意ください。

●助成内容

医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。ただし、健康保険組合等で行っている付加給付がある場合は、その額が控除されます。

●助成方法

妊産婦医療費助成申請書に医療機関等の証明を受け、住民福祉課へ提出してください。

なお、医療機関等の証明を受けることが困難な場合は、領収書の原本を添付してください。

こども医療費助成制度

子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の助成を行います。

●対象者

出生の日から満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までにある者

●助成

医療保険による医療の給付を受け、支払った一部負担金（付加給付額を除く）を助成します。

支払いは保護者が指定した口座へ振り込みます。（国民健康保険の方は、保健医療機関への支払い時に助成されますので、医療給付以外の負担があればお支払いください。県外の医療機関の場合は、住民福祉課へご相談ください。

●受給資格の登録（国保を除く社会保険等）

「こども医療費受給資格登録申請書」を住民福祉課へ提出し、受給資格証の交付を受けます。申請書には事業所の付加給付に関する証明が必要になります。申請する際は、保険証、印鑑、貯金通帳をお持ちください。

ひとり親医療費助成制度

ひとり親家庭の生活安定と自立促進を図るため、その家庭が支払う医療費の一部を助成します。

●対象者

配偶者のいない母（父）と 18 歳以下（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）の子がいる家庭または父母のいない 18 歳以下の児童

●助成

保険診療（調剤）の一部、入院時食事療養費の標準負担額（入院時の食事代）を助成します。

受給者が指定した口座へ振り込みます。

なお、提出された助成申請書の一部負担金等を世帯ごとに合算し、受診月ごとに 1,000 円を控除した金額が支払われます。

●受給資格の登録

「ひとり親家庭医療費助成受給資格登録申請書」を住民福祉課へ提出し、受給資格の登録を受けてください。審査により、受給資格要件を満たしている場合は「ひとり親家庭医療費受給資格者証」が交付されます。申請する際は、保険証、印鑑、貯金通帳をお持ちください。

健やか発達支援事業

乳幼児の健康診査や相談の結果、心身の発達に経過観察を要すると思われる乳幼児とその保護者を対象に支援を行います。

●支援方法

【にこにこ教室】

- ・親子遊びを通して児の発達を促す
- ・保護者の児童への関わり方を学ぶ
- ・保護者同士で悩みを話し合う

【発達観察相談会】

医師、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門的な相談会

風しん予防接種等

新生児の先天性風しん症候群の発症を予防するため、妊娠する可能性のある女性への接種費用の助成を行います。

予防接種

各種予防接種を実施しています。時期を逃さず受けてください。通知方法および助成額は、接種の種類によって異なります。

●予防接種についての注意

予防接種は、体調の良い時に受けましょう。予防接種を受けられる医療機関は、村の診療所を含む福島県内の医療機関で接種できます。電話で予約してから受けてください。乳幼児や児童、生徒が予防接種を受ける際は、原則保護者同伴にて接種医療機関を受診してください。決められた接種時期に接種されなかった場合は、費用負担があります。

●定期予防接種

【乳幼児】

種類		接種時期	ワクチンの種類	回数
ヒブ		生後 2 か月～ 生後 60 か月	不活性化ワクチン	初回 27 日以上の間隔をあけて 3 回 追加 初回接種終了後 7 か月以上の 間隔をあけて 1 回
小児の肺炎球菌			不活性化ワクチン	初回 27 日以上の間隔をあけて 3 回 追加 初回接種終了後 60 日以上の間隔をあけて 1 回 (1 歳以降に接種する)
B 型肝炎		生後 1 歳まで	不活性化ワクチン	27 日以上の間隔をあけて 2 回接種した後、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をあけて 3 回目接種
4 種混合		生後 2 か月～ 生後 90 か月	不活性化ワクチン	初回 20 日以上の間隔をあけて 3 回 追加 初回接種終了後 6 か月以上の 間隔をあけて 1 回
5 種混合			不活性化ワクチン	
BCG		生後 5 か月～ 生後 12 か月	生ワクチン	1 回
麻しん風しん混合 (1 期)		生後 12 か月～ 生後 24 か月	生ワクチン	1 回
麻しん風しん混合 (2 期)		5 歳～7 歳未満 の就学前年度	生ワクチン	1 回
日本脳炎 (1 期)		3 歳～90 か月	不活性化ワクチン	初回 6 日以上の間隔をあけて 2 回 追加 初回接種終了後 6 か月以上の 間隔をあけて 1 回
水痘		生後 12 か月～ 生後 36 か月	生ワクチン	3 か月以上間隔をあけて 2 回
ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス (1 価)	①生後 8 週～ 14 週 6 日まで ②生後 24 週まで	生ワクチン	4 週以上の間隔をあけて 2 回
	ロタテック (5 価)	①生後 8 週～ 14 週 6 日まで ②③ 生後 32 週まで	生ワクチン	4 週以上の間隔をあけて 3 回

【接種間隔】

- ・生ワクチン接種後に、ほかの予防接種を受けるときは 27 日以上間隔をあけます。
- ・不活性化ワクチン接種後に、ほかの予防接種を受けるときは 6 日以上あけます。

【児童・生徒】

種類	接種時期	回数
日本脳炎（2期）	9歳以上 13歳未満	1回
二種混合	小学6年生 以上 13歳未満	1回
子宮頸がんワクチン （HPVワクチン）	13歳以上 16歳未満	<u>サーバリックス（2価ワクチン）</u> 中学1年生で接種をはじめ、初回接種の1か月後に2回目、初回接種の6か月後に3回目を接種します。 <u>ガーダシル（4価ワクチン）</u> 中学1年生で接種をはじめ、初回接種の2か月後に2回目、初回接種の6か月後に3回目を接種します。 <u>シルガード（9価ワクチン）</u> 15歳までに1回目の接種を受けた場合、6か月後に2回目を接種します。（15歳になってから1回目の接種を受けた場合、2回目を2か月後、3回目を初回接種から6か月後に接種します。） ※16歳（平成20年度生まれ）であっても、令和6年度末までに1回以上接種を受けた方は、令和7年度まで残りの接種が可能です。（令和7年度のみ）

●キャッチアップ接種

積極的勧奨の差し控えにより接種を逃した方を対象とする予防接種

種類	対象者	回数
子宮頸がんワクチン （HPVワクチン）	平成9年度～平成19年度生まれの女性で、令和6年度までにワクチンを1回以上接種した方 （令和7年度まで）	<u>サーバリックス（2価ワクチン）</u> 初回接種の1か月後に2回目、初回接種の6か月後に3回目を接種します。 <u>ガーダシル（4価ワクチン）</u> 初回接種の2か月後に2回目、初回接種の6か月後に3回目を接種します。 <u>シルガード（9価ワクチン）</u> 15歳までに1回目の接種を受けた場合、6か月後に2回目を接種します。（15歳になってから1回目の接種を受けた場合、2回目を2か月後、3回目を初回接種から6か月後に接種します。）

●任意予防接種

接種費用のうち、負担いただく費用の一部を助成します。

種類	対象者	助成内容	実施医療機関
インフルエンザ	満1歳～高校3年生相当の年齢の方	<u>対象期間</u> 11月1日 ～翌年1月31日 <u>助成回数</u> 満1歳～13歳未満 2回 満13歳～18歳 1回 <u>助成額</u> 2,000円	各医療機関へ事前予約して接種することができます。 東白川郡内医療機関 助成申請の必要はありません。 東白川郡外医療機関 接種後医療機関に料金を全額支払い、住民福祉課で申請手続きが必要です。
おたふくかぜ	満1歳～就学前	<u>申請期限</u> 前年度に接種したものは、翌年度の4月30日までに申請を行ってください。 <u>助成額</u> 3,000円	各医療機関へ事前予約して接種することができます。受診券を発行するため、事前に住民福祉課までお越しください。

子どもを産み育てる環境づくりの必要性を認識し、小学校就学前の子どもを対象とする教育と、保育を必要とする乳幼児に対する保育を一体的に行い、乳幼児の健やかな成長のために適切な環境を与え、心身の発達を助長するために、「さめがわこどもセンター」を設置しています。

項目		内容
開園時間		午前 7 時～午後 6 時 30 分まで
入園基準 (教育・保育 給付認定)	1 号認定	対象：満 3 歳以上の子どもで、保育の必要性がない世帯
	2 号認定	対象：満 3 歳以上の子どもで、保護者が仕事や病気などのため保育ができない世帯
	3 号認定	対象：生後 6 か月から満 3 歳未満の子どもで、保護者が仕事や病気などのため、保育ができない世帯
定員 (教育・保育 給付認定)	1 号認定	3 歳児 4 人 4 歳児 4 人 5 歳児 4 人 計 12 人
	2 号認定	3 歳児 26 人 4 歳児 26 人 5 歳児 26 人 計 78 人
	3 号認定	0 歳児 6 人 1 歳児 14 人 2 歳児 20 人 計 40 人
利用時間 (教育・保育 給付認定)	1 号認定	午前 8 時から午後 3 時 30 分まで
	2 号認定	午前 7 時から午後 6 時 30 分まで
	3 号認定	
教育・保育を 利用できない 日(休日等) (教育・保育 給付認定)	1 号認定	土日、祝・祭日、学年始休業日(4 月 1 日～7 日)、夏季休業日(7 月 21 日～8 月 24 日)、冬季休業日(12 月 24 日～1 月 7 日)、学年末休業日(3 月 23 日～31 日) ※上記利用時間および休業日以外(日曜日、祝・祭日を除く)に延長保育、預かり保育を利用することができます。
	2 号認定	日曜日、祝・祭日、年末年始(12 月 29 日～31 日、1 月 2 日・3 日)
	3 号認定	
申込方法		教育・保育給付認定申請書兼施設入園申請書に必要事項を記入して、こどもセンターへ提出します。(申請内容によって、必要書類が異なります。)
保育料		世帯(両親)の村民税額を基準に定められています。 ※3 歳児以上・0～2 歳児住民税非課税世帯の保育料無償化、ひとり親世帯および多子世帯等の保育料の軽減をしています。詳細は下表をご確認ください。
送迎バスの運行		保護者の利便性や幼児が安全に通園できるよう幼児送迎バスを運行しています。希望すれば利用可能ですが、利用料が発生します。

保育料等の軽減

さめがわこどもセンターを利用する保護者の負担軽減を図るため、保育料の無償化および減額措置を行っています。村が定める保育料は、国が定める基準の半額程度とし、限度額を低額に抑え、階層区分を多くしています。

区分（教育・保育給付認定）		内容
1・2号認定 0～2歳児住民税非課税世帯	保育料、給食費	無料
3号認定	多子世帯の保育料	第2子は半額、第3子以降は無料
	ひとり親世帯 在宅障害児のいる世帯	生活保護世帯および村民税非課税世帯は無料
1号認定（子育てのための施設等利用給付2・3号認定）	延長・預かり保育	子育てのための施設等利用給付認定で2・3号認定を受けた際は無料

子育て支援センター

さめがわこどもセンター内に「子育て支援センター」を設置し、育児相談やサークル活動、在宅の子育て家庭の支援を行っています。利用については、こどもセンターまでお問い合わせください。

●やまゆり保育室・やまゆり乳児室

さめがわこどもセンターに支援室「やまゆり」を設置しています。在宅で育児をされている保護者が地域で楽しく子育てができるよう、子ども同士、保護者同士が交流し、発達に応じた遊びを通して、子育てに関心を高めながら、心身ともに健やかに生活できるよう支援しています。

対象は入園していない概ね6か月～1歳6か月以上のお子さんと保護者です。参加費はかかりませんので、お気軽にこどもセンターまでお申込みください。

●一時預かり事業

在宅で保育している保護者が、急病などで保育が必要な状態のときに一時的に保育を行います。

- ・対象…満1歳から就学前までの子どもで利用日数等は要件により定められています。
- ・利用料金…保育時間4時間未満は1,000円、それ以上は2,000円となります。

●育児相談・子育て情報提供

月曜日から金曜日の午後2時から午後5時に育児に関する相談を受け付けています。電話や面談による相談、または訪問相談も行っていますので、事前にこどもセンターまでご連絡ください。

就学援助について

村では、経済的理由により、小中学校への就学が難しい児童・生徒のために、学校での費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

●対象者

就学援助を受けるには次の項目に当てはまることが条件となります。

種別	要件
要保護	保護者が生活保護を受けている世帯
準要保護 〔生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮していると認められる世帯〕	・前年度または当該年度において村民税非課税の世帯 ・児童扶養手当の支給を受けている世帯 ・保護者が失業中（または職業が不安定）で、生活状態が悪いと認められる世帯 ・その他教育委員会が必要と認める世帯
援助される費用	
学校給食費、学用品費、通学用品費（小学2～6年生、中学2・3年生のみ）、新入学児童生徒用品費（小学1年生、中学1年生のみ）、校外活動費、修学旅行費（参加者）	

奨学金

鮫川村の未来を担う人材を育成するとともに、農業の後継者育成や医療従事者等専門職の村内定住を促進するものです。

●募集期間

毎年2月中旬～3月末日

●応募資格

- ・鮫川村に継続して5年以上住んでいるまたは住んでいたことがある方
- ・高等学校、高等専門学校、大学および大学院、短期大学、専門学校などに在学または入学を予定している方で経済的理由により、就学が困難と認められること
- ・国や他団体から同種類の奨学金の貸与または給付を受けていないこと

●奨学金の償還

貸与は無利子です。卒業6か月後から毎月、10年以内に償還してください。（全部または一部を一時償還することができます。）

卒業後、鮫川村に居住し、農林水産業に10年間就業した方または医師、保健師、看護師、管理栄養士、社会福祉士として就業した方は、奨学金の返還を免除されます。

●貸与月額

種別	貸与額	期間
高等学校、専修学校	20,000円以内	奨学金の貸与が決まった年度の4月から在学する学校の正規の修業期間
高等専門学校	第1学年～第3学年	
	第4学年～第6学年	
大学院、大学、短期大学、専門学校	50,000円以内	
その他の教育機関	高等学校または大学に準じた額	

能力検定受検促進事業補助金

児童生徒の学力向上を図るとともに、各種英語検定、漢字検定、数学検定を受検する児童生徒の保護者の負担を軽減します。

●対象者

鮫川小・中学校に在籍する児童生徒

- ・団体受験の場合は、学校長が申請します。
- ・個人受験の場合は、保護者が教育課へ申請してください。

村外の小・中学校に就学する児童生徒

- ・保護者が教育課へ申請してください。

●内容

各検定において、それぞれ上限 3 回で検定料を助成します。

就学旅行助成事業補助金

学校教育の振興を図るとともに、修学旅行による保護者の負担を軽減します。

●対象者

鮫川小・中学校に在籍する児童生徒：学校長が申請します。

村外の小・中学校に就学する児童生徒：保護者が教育課へ申請してください。

●補助の金額

福島県内が目的地の場合：5,000 円

県外の場合：保護者が負担する金額に応じて 10,000 円～20,000 円の範囲内で補助

高校生通学支援金

通学支援金は、高等学校等に在学する生徒の保護者等に対し交付されます。申請時は「高校生通学支援金支給申請書」に在学証明書を添付して教育課へ提出してください。

●対象者

高校生等の保護者で本村に住所を有し、現に居住している方

●交付期間・金額

期間：高等学校等に入学した日の属する月から卒業、修了または退学した日の属する月まで

金額：高校生等 1 人あたり：月額 10,000 円

放課後児童クラブ

児童の健全育成を図るため、帰宅後に就労などにより保護者のいない児童に、適切な遊びや学びの場を提供しています。利用は教育委員会教育課にお申込みください。

●対象者

小学 1 年生から小学 6 年生まで

●利用時間

月曜日～金曜日

午後 2 時から午後 6 時 30 分まで

春・夏・冬休み期間（土日、祝・祭日、お盆期間、年末年始を除く）

午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

●利用料

月額：2,000 円

長期休業加算：1 日につき 200 円

傷害保険料：実費負担

文化・スポーツ

施設案内

鯉川村公民館

☎49-3151

●所在地

鯉川村大字赤坂中野字巡ヶ作 128 番地

●施設概要

名称	形態	利用可能人数
1 階	会議室	タイルカーペット張、机 6 台 18 人
	研修室	畳敷、座卓 15 台 座卓あり 30 人 座卓なし 60 人
	大集会室	P タイル張、机 50 台、椅子 200 脚 机あり 180 人 椅子のみ 200 人
	調理室	P タイル張、調理台 3 台 18 人
2 階	会議室	P タイル張、机 4 台 10 人
	研修室	カーペット敷、座卓 8 台 座卓あり 30 人 座卓なし 60 人
	視聴覚室	P タイル張、机 10 台 30 人

●利用時間

午前 8 時 30 分～午後 10 時（利用時間の延長したい場合はご相談ください。）

●休館日

年末年始（12 月 29 日～31 日、1 月 1 日～3 日）

●使用手続

使用希望者は、使用する日の 5 日前までに「使用許可申請書」を村公民館に提出し、許可を受けてください。使用許可申請書などの用紙は、村公民館にあります。また、村のホームページからダウンロードすることもできますので、所定事項を記入のうえ、公民館に提出してください。

●使用料の減免

次の団体および事業については、使用料を減免することができますので、「使用料減免申請書」を公民館使用の許可を受ける際に提出してください。

- ・公共団体、その執行機関およびそれらの附属機関
- ・社会教育、芸術、文化および社会体育関係団体
- ・社会福祉およびボランティア関係団体
- ・村が補助金を交付している産業団体
- ・村、教育委員会もしくは公民館が構成員となり、または共催、後援して開催する事業
- ・その他教育委員会が必要と認める団体および事業

●施設使用料

名称	区分					
	使用料					冷暖房 使用料
	5:00～ 8:30	8:30～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	22:00～ 5:00	
大集会室	2,200 円	1,650 円	1,650 円	2,200 円	5,500 円	660 円
調理室	2,200 円	1,650 円	1,650 円	2,200 円	5,500 円	330 円
研修室（1・2 階）	1,100 円	770 円	770 円	1,100 円	2,200 円	330 円
視聴覚室	1,100 円	770 円	770 円	1,100 円	2,200 円	330 円
会議室（1 階）	880 円	550 円	550 円	880 円	1,650 円	330 円
会議室（2 階）	880 円	550 円	550 円	880 円	1,650 円	330 円

※連続して使用する場合は、累計額となります。

※冷暖房使用料は、冷暖房時間 1 時間ごとに加算します。冷暖房使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は切り上げます。

鮫川村図書館**☎29-1150**●**所在地**

鮫川村大字赤坂中野字新宿 64 番地 2

●**施設概要**

閲覧室、学習コーナー、児童コーナー、事務室、トイレ

●**開館時間**

午前 9 時 30 分から午後 6 時まで

●**休館日**

毎週月曜日、国民の祝日（ただし、土日の場合は開館）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

●**利用方法**

図書の貸出を利用する場合は、受付にて図書貸出交付申請書に必要事項を記載し、係員から図書貸出券の交付を受けてください。

●**注意事項**

図書館内での喫煙、飲食はできません。また、新聞や官報・広報、郷土資料や辞典、年鑑などの参考図書、教育委員会が指定する視聴覚教育資料、貴重図書など教育委員会が特に指定する資料については、原則として図書館外では利用できません。

●**貸出**

最大 15 日で 1 回につき図書 5 冊まで貸出可能

●**親子読書教室**

5 月から 12 月の毎月 1 回日曜日に幼児とその保護者及び小学生を対象とした本の読み聞かせや工作、パネルシアター、手遊びなどを行っています。

●**本の宅配便**

「村民の店すまいる」の協力のもと、本の宅配便を実施しています。

初めて利用する人は、図書貸出し券交付申請書を提出してください。利用できる図書は、鮫川村図書館のものに限りです。最大 3 冊まで貸出が可能です。15 日以内に返却してください。

歴史民俗資料館**☎49-3151**●**所在地**

鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 126 番地 1

●**施設概要**

民俗資料収蔵室、展示室、秘蔵書室、管理室（事務室）

●**利用方法**

生涯学習係までお問い合わせください。

スポーツ施設**教育課生涯学習係 ☎49-3151****指定管理者「さめがわスポーツクラブ」**●**団体名称**

特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ

●**所在地**

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 64 番地 鮫川村トレーニングセンター内

●**連絡先**

☎49-3295（FAX 兼）

メールアドレス toresen@lime.ocn.jp

※クラブでは、スポーツの定期・不定期教室や特別イベントなども主催していますので、お問い合わせください。

グラウンド

グラウンドは、青少年広場、村民グラウンド、青生野グラウンド、西野グラウンドの4か所があります。青少年広場、村民グラウンド、西野グラウンドを使用する場合の手続きや使用料の減免、使用上の注意などについてはトレーニングセンターに、青生野グラウンドを使用する場合の手続きや使用料の減免、使用上の注意などについては、村公民館にお問い合わせください。（使用申請は、使用する日の5日前までをお願いします。）

【青少年広場】

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 131 番地

- ・運動広場 13,632 平方メートル
- ・駐車場（3 か所） 2,687 平方メートル

●施設内容

バックネット 2 基、ダッグアウト 2 基、物置、フェンス、夜間照明灯 8 基、トイレ

●使用料

使用区分		使用料
運動場	村に居住している方（または村内に勤務する方）が所属する団体	1,050 円（2 時間につき）
	上記以外の方が所属する団体	1,575 円（2 時間につき）
夜間照明設備	運動場	2,100 円（1 時間につき）

●使用手続

使用希望者は、使用する日の5日前までに使用申請してください。

【村民グラウンド】

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 83 番地

- ・運動場 15,172 平方メートル
- ・駐車場 1,096 平方メートル

●施設内容

ダッグアウト 2 基、物置、トイレ 野球グラウンド外野部分：天然芝

●使用料

使用区分		使用料
運動場	村に居住している方（または村内に勤務する方）が所属する団体	1,050 円（2 時間につき）
	上記以外の方が所属する団体	1,575 円（2 時間につき）
夜間照明設備	運動場	2,100 円（1 時間につき）

【青生野グラウンド】

●所在地

鮫川村大字青生野字大犬平 225 番地

- ・運動場 9,000 平方メートル
- ・駐車場 3,000 平方メートル

●施設内容

バックネット 2 基、物置、トイレ

【西野グラウンド】

●所在地

鮫川村大字赤坂西野字名下 57 番地

- ・運動場 7,500 平方メートル

体育館等

体育館は、トレーニングセンター、西山体育館、富田体育館、青生野体育館の4か所があります。

トレーニングセンター、西山、富田体育館を使用する場合の手続きや使用料の減免、使用上の注意などについては、トレーニングセンターに、青生野体育館を使用する場合の手続きや使用料の減免、使用上の注意などについては、村公民館にお問い合わせください。（使用申請は、使用する日の5日前までをお願いします。）

【トレーニングセンター】

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入64番地

アリーナ 1,080平方メートル／トレーニングルーム 104.5平方メートル

●連絡先

☎49-3295

●施設内容

アリーナ（バスケットボール1面、バレーボール3面、家庭バレーボール4面、バドミントン4面、テニス1面、インディアカ4面）、トレーニングルーム、プール（一般25メートル×15メートル、幼児用10メートル×4.5メートル）

●利用時間

午前9時～午後10時

●休館日

毎週月曜日、国民の祝日（土日が祝日の場合は開館します。）、年末年始（12月29日～1月3日）

●使用手続

使用希望者は、使用する日の5日前までにトレーニングセンターへ直接使用申請してください。

●使用料の減免

村などが主催（または共催）する行事や社会体育登録団体などが主催する行事、その他公益上必要があると認められる行事については使用料が減免されます。

※使用料減免申請書を提出していただきます。

●施設使用料（トレーニングセンター）

使用区分				使用時間		
				午前	午後	夜間
				9：00～ 12：00	12：00～ 17：00	17：00～ 22：00
アリーナ	入場料を徴収しない場合	体育行事に使用する場合		440 円	660 円	880 円
		その他の催しに使用する場合		660 円	880 円	1,100 円
	入場料を徴収する場合	体育行事に使用する場合		2,200 円	3,300 円	4,400 円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	4,400 円	6,600 円	8,800 円
			営利を目的とする場合	22,000 円	33,000 円	44,000 円
トレーニングルーム				220 円	330 円	440 円

※この表は、団体使用または個人の専用使用の場合に適用します。

※連続使用の場合は累計額とします。

※時間外の使用にかかる使用料の額については、早朝の場合は午前の使用料に、深夜の場合は夜間の使用料に、次により算出される1時間あたりの額に時間外の使用時間を乗じた額を加算した額とします。なお、時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は切り上げます。

(1) 早朝（午前5時～午前9時）については、午前の使用料の2分の1に相当する額

(2) 深夜（午後10時～翌日午前5時）については、夜間の使用料の2分の1に相当する額

●プール使用料

区分		使用料	摘要
団体	午前	4,200 円	午前 9 時 40 分～午前 11 時 30 分
	午後	7,350 円	午後 1 時～午後 4 時 50 分
	夜間	6,300 円	午後 7 時～午後 8 時 50 分
個人	大人 (高校生含む)	1 人 1 回 210 円	使用時間は、 午前 9 時 40 分～午前 11 時 30 分 午後 1 時～午後 4 時 50 分 午後 7 時～午後 8 時 50 分 としますが、1 回の使用時間は 2 時間以内とさせていただきます。
	小・中学生	1 人 1 回 100 円	
	幼児	1 人 1 回 50 円	

※連続使用の場合は、使用料は累計額となります。この場合、使用時間が午前と午後の間の時間に終了したとき、または午後と夜間の間の時間に終了したときは、それぞれ午後または夜間の使用があったものとみなされます。

※時間外の使用にかかる使用料の額については、早朝の場合は午前の使用料に、深夜の場合は夜間の使用料に、次により算出される 1 時間あたりの額に時間外の使用時間を乗じた額を加算した額とします。なお、時間外の使用時間に 1 時間未満の端数がある場合は切り上げます。

(1) 早朝（午前 5 時～午前 9 時）については、午前の使用料の 2 分の 1 に相当する額

(2) 深夜（午後 10 時～翌日午前 5 時）については、夜間の使用料の 2 分の 1 に相当する額

【西山体育館】

●所在地

鯉川村大字西山字水口 31 番地

・施設面積 390.0 平方メートル

●施設内容

アリーナ（バスケットボール 1 面、バレーボール 1 面、バドミントン 2 面）

【富田体育館】

●所在地

鯉川村大字富田字彦次郎 213 番地

・施設面積 502.2 平方メートル

●施設内容

アリーナ（バスケットボール 1 面、バレーボール 1 面、バドミントン 2 面）

【青生野体育館】

●所在地

鯉川村大字青生野字大犬平 56 番地

・施設面積 427.0 平方メートル

●施設内容

アリーナ（バスケットボール 1 面、バレーボール 1 面、バドミントン 2 面）

●施設使用料（西山体育館・富田体育館・青生野体育館）

使用区分			使用時間		
			午前	午後	夜間
			9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 22:00
入場料を徴収しない場合	体育行事に使用する場合		440 円	660 円	880 円
	その他の催しに使用する場合		660 円	880 円	1,100 円
入場料を徴収する場合	体育行事に使用する場合		2,200 円	3,300 円	4,400 円
	その他の催しに 使用する場合	営利を目的としない場合	4,400 円	6,600 円	8,800 円
		営利を目的とする場合	22,000 円	33,000 円	44,000 円

※この表は、団体使用または個人の専用使用の場合に適用します。

※連続使用の場合は累計額とします。

※時間外の使用にかかる使用料の額については、早朝の場合は午前の使用料に、深夜の場合は夜間の使用料に、次により算出される1時間あたりの額に時間外の使用時間を乗じた額を加算した額とします。なお、時間外の使用時間に1時間未満の端数がある場合は切り上げます。

(1) 早朝（午前5時～午前9時）については、午前の使用料の2分の1に相当する額

(2) 深夜（午後10時～翌日午前5時）については、夜間の使用料の2分の1に相当する額

地産地消と地域循環で稼げるむらづくり



農業・林業

農地法関係

農業委員会事務局 ☎49-3113

農地法第3条許可申請

農地の売買等を行うときは、農地法第3条の規定による許可申請書に所定の書類を添付して、農地のある市町村の農業委員会に提出してください。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

農地法第3条の許可を受けずに権利を取得した場合は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、農業委員会にその旨を届出ください。

●届出が必要な場合の主な例

- ・相続により権利を取得した場合
- ・遺産の分割、財産の分与に関する裁判（調停）、相続財産の分与に関する裁判によって権利を取得した場合
- ・包括遺贈により権利を取得した場合
- ・土地収用法、都市計画法、鉱業法による買受権により権利を取得した場合
- ・時効取得により権利を取得した場合
- ・法人の合併、分割等により権利を取得した場合

農地法第4条・第5条許可申請

農地の転用をするときは、農地法第4条の規定による許可申請書、転用目的で農地の権利移動を行うときは、農地法第5条の規定による許可申請書にそれぞれ所定の書類を添付して、農業委員会に提出してください。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業者年金

農業委員会事務局 ☎49-3113

●加入資格要件

農業者年金に加入することができる人は、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人であり、該当する人は誰でも加入することができます。

農地を所有していない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取ることができます。

●農業者年金保険料

- ・保険料の額は自由に決めることができます。
- ・毎月20,000円を基本の保険料として、最高67,000円まで1,000円単位で選択することができます。
- ・農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

指定管理施設

村は、基幹産業である農業の生産基盤の充実、担い手の育成など農業の振興を図るため、各種施設を設置しています。運営は、指定管理者である鮫川村農産物加工・直売所運営協議会が行っています。

●管理運営

鮫川村農産物加工・直売所運営協議会（農産物加工・直売所「手・まめ・館」内）

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 116 番地

☎49-2556 FAX49-2445

●管理施設

名称	施設の位置	設置目的
食と農の学習施設 農産物加工・直売所 「手・まめ・館」	鮫川村大字赤坂中野字 巡ヶ作 116 番地	村の産業の振興、食文化および食の教育の振興を図るための学習施設として設置。
豊かな土づくりセンター 「ゆうきの郷土（さと）」	鮫川村大字富田字八斗 蒔 76 番地 2	村内の家畜排せつ物、落ち葉、籾殻等の有機性資源を堆肥化し土壌に還元することで、農薬・化学肥料の使用を低減し安全な農産物の生産と生物多様性の維持・再生を図るとともに、農家所得の向上と資源循環型農業の確立、そして基幹産業である農業の振興を図る。
薪ステーション	鮫川村大字富田字八斗 蒔 79 番地	村内の木質バイオマスの有効活用と、地球温暖化防止対策に取り組み、薪の循環による地域経済の活性化と里山環境の保全を図る。
特産品加工施設	鮫川村大字赤坂中野字 道少田 86 番地	産業の育成および振興を図る。
農産物保管調整施設	鮫川村大字富田字彦次 郎 213 番地	
農産物備蓄倉庫	鮫川村大字赤坂西野字 見渡 151 番地	

農産物加工・直売所「手・まめ・館」

●休業日

直売所 毎月第 1・3 水曜日、1 月 1 日～4 日

食堂 毎週水曜日、1 月 1 日～4 日

●営業時間

直売所（通年） 午前 9 時 30 分～午後 6 時

食堂（ランチタイムのみ） 午前 11 時～午後 2 時

●販売品目

直売所

①運営協議会に登録している会員が生産した農林産物、加工品、工芸品、手芸品など

②施設内で加工、製造する商品（味噌、豆腐、きな粉、納豆、油揚げ、豆乳などの大豆加工品、そう菜、パン、焼き菓子など）

食堂 地元食材を使用したメニューを提供

●さめがわよろず案内/休憩所

村内の情報発信、移住希望者の支援などを行う。

問い合わせは関係人口創出コーディネーター小森雅人まで

☎090-2075-8993

豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土（さと）」

●休業日

土日、祝・祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

●営業時間

午前8時30分～午後5時

●所在地

鮫川村大字富田字八斗蒔 76-2 番地

☎49-3474 FAX49-3475

●施設の概要

村内の家畜排せつ物、落ち葉、もみ殻等の有機性資源を堆肥化する施設です。豊かな土づくりセンターで生産された有機質堆肥は、土づくりセンターや手・まめ・館で購入できます。

●堆肥放射性物質の検査

村では、国の定める放射性セシウムの暫定許容値以下の安全な堆肥を農家の方に供給し、安全な農産物を生産できるよう、土づくりセンターで生産する堆肥の放射性物質の検査（モニタリング）を徹底し、検査結果を村ホームページ上で公表しています。

※土づくりセンターで使用する堆肥の原料および製品については、国の定める基準を順守し、基準値を超える製品は販売していません。

関連施設

前述の施設のほか、農業の振興に関連する施設として、新規就農者の支援のための住宅、大学との連携を強化するための施設を設置しています。

●施設

名称	施設の位置	設置目的
未来の担い手住宅 （新規就農者支援住宅）	鮫川村大字富田字八斗蒔 122 番地 9	新たに農業に従事する者に住宅を貸付し、農業の担い手確保と定住を図る。
大学連携試験研究施設	鮫川村大字富田字八斗蒔 79 番地	大学機関との連携により、農業の振興を図る。

林業・鳥獣保護・狩猟等

農林商工課農林畜産係 ☎49-3113

森林の開発、伐採

森林は、国土保全や環境保全、水源涵養（かんよう）機能、山地災害防止など、暮らしを守る重要な役割を果たしています。

森林の伐採や開発などを行う場合は、許可等が必要になります。

●林地開発

1ヘクタールを超える森林の開発行為、土地の形状を変える場合等には、村に相談するとともに、福島県への届出、県知事の認可が必要となります。

●森林の伐採および伐採後の造林の届出

山林の伐採には、村へ伐採および伐採後の造林の届出と、伐採後の報告が必要になります。また、地目が保安林である場合の森林伐採については、福島県への届出と許可が必要になります。

●森林の土地所有者届

相続、売買によって新たに森林の土地を取得したときは、村への届出が必要になります。

●火入れの許可

森林や、森林の周囲1キロメートルの範囲内で火入れを行う場合は、許可が必要です。

●みどりの羽根募金

募金運動で集めた募金は、学校や行政区等で実施する緑化活動などの植栽ボランティア活動を支援するために活用されています。

鳥獣保護

●愛玩鳥獣の飼養

メジロ、ホオジロの飼養は、1 世帯につき 1 羽で、現在飼育している方で飼育を継続する場合は、毎年飼養登録が必要です。愛玩飼養を目的とした野生鳥獣の捕獲はすべて禁止されていますので、新規での飼養はできません。

●有害鳥獣の捕獲等

イノシシやカラス、ハクビシン、アライグマ、カルガモによる農作物等の被害を軽減するため、鯉川村鳥獣被害対策実施隊に対し捕獲許可証を交付し、捕獲活動を行っています。

働く人の福利厚生

勤労者互助会

農林商工課商工観光係 ☎49-3113

村内の事業所に勤務する従業員等の福利・厚生 of 拡充や、事業所の発展などを目的として「鮫川村勤労者互助会」が設立されています。互助会では会員に対する保険事業や貸付、福利厚生事業などさまざまな事業を実施しています。

●加入対象

村内の事業所（労働組合がない事業所）に勤務している従業員および事業主（臨時従業員やパートタイマー、日雇い労働者などは除きます。）

●入会金および会費

入会金 1 名につき 1,000 円（入会時のみ）

会費 1 名につき 500 円（月額）

●主な事業

①保険事業

福島県民共済会の規定等により見舞金や祝金を支給します。

- ・傷病休業（30 日以上） 10,000 円
- ・会員の結婚 25,000 円
- ・会員の子の出生 15,000 円
- ・会員の子の小学校入学 10,000 円 など

②貸付事業

一定の範囲内で、東北労働金庫から資金の融資を受けることができます。（勤労者支援資金、育児介護休業者等生活資金、求職者緊急支援資金など）

③福利厚生事業

- ・さざり荘無料優待券配布 1 人あたり 3 枚
- ・健診受診費用助成 1 人あたり 1,000 円
- ・インフルエンザ予防接種費用助成 1 人あたり 2,000 円
- ・レジャー施設入場券等の特別価格販売
- ・会員家族交流レクリエーション事業など

各種登録および届出・証明書関係

住民登録の届出

住民福祉課住民係 ☎49-3112

役場は、平日（月曜日から金曜日まで）の午前8時30分から午後5時15分まで開庁しています。
 なお、仕事などの都合により開庁時間外に利用したい場合は、開庁時間内に住民福祉課住民係へ連絡をしてください。

種類	届出に必要なもの	届出期間	注意すること
転入届	・本人確認書類 ※ ・転出証明書（前住所地で発行） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・社会保険の保険証（加入者のみ） ・マイナンバーカード	村外から鯉川村に住み始めた日から14日以内	・新しい住所地で生活を始めてからになります。 ・小中学生は転校の手続きも必要になります。前の学校で発行された在学証明書をお持ちになって手続きをしてください。
転居届	・本人確認書類 ※ ・国民健康保険証（加入者のみ） ・後期高齢者医療保険証（加入者のみ） ・介護保険証（加入者のみ） ・こども医療受給資格者証（受給者のみ） ・マイナンバーカード	住み始めた日から14日以内	・新しい住所地で生活を始めてからになります。
転出届	・本人確認書類 ※ ・国民健康保険証（加入者のみ） ・後期高齢者医療保険証（加入者のみ） ・介護保険証（加入者のみ） ・こども医療受給資格者証（受給者のみ） ・マイナンバーカード ・印鑑登録証明書（登録者のみ）	新しい住所地に引越す14日前から	・住民票は転出予定日の前日まで交付できます。 ・印鑑登録証は異動予定日から使用できなくなります。 ・国民健康保険証は異動予定日から使用できなくなります。
世帯変更届	・本人確認書類 ※ ・国民健康保険証（加入者のみ）	世帯構成（世帯主）が変わった日から14日以内	・同一世帯の方が届出を行います。（世帯主変更、世帯分離）

※本人確認書類とは、運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、健康保険証、年金手帳、各種資格証等をいい、これらの書類を用いて本人確認を行います。別世帯の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

戸籍の届出

住民福祉課住民係 ☎49-3112

戸籍の届出は、住民福祉課の窓口で取扱いをしています。休日は日直が午前8時30分～午後5時まで対応いたします。時間内に来庁が困難な場合は連絡をしてください。

また、記載漏れや要件に不備があった場合は改めてご連絡しますので、必ず日中連絡できる電話番号を記入してください。

●本人確認

戸籍の届出をされる際には、届出に来られた方の本人確認を行っています。届出に来られる際は、本人確認のできる運転免許証などをお持ちください。

●本人確認が法律で定められている届出

・婚姻届 ・離婚届 ・養子縁組届 ・養子離縁届 ・認知届

上記の届出をされる場合は、必ず本人確認が必要となります。本人確認ができない場合は、届出人宛に届出がされた旨の通知が送付されます。

【出生届】

届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの・注意すること
生まれた日から 14 日以内	父または母など	子の本籍地、出生地、 届出人の所在地のい ずれか	・出生届書 (医師などの出生証明書が必要です。) ・母子健康手帳 ・保険証 ・預金通帳

※名前に使用できる文字は、常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名に限られています。

●出生届出の際に併せて必要となる手続き

- ・出産祝い金「さめっこすくすく祝い金」
- ・乳幼児紙おむつ給付券
- ・こども医療費助成申請
- ・児童手当（児童扶養手当・特別児童扶養手当）
- ・妊産婦医療費受給資格証（出産日を記載します。）
- ・医療保険の加入（国民健康保険の場合は住民福祉課で手続きができますが、その他の保険制度加入は、会社等にご相談ください。）

【死亡届】

届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの・注意すること
死亡したことが わかった日から 7 日以内	死亡者の親族・同居 者・家主・地主・家 屋管理人など	死亡者の本籍地、死 亡地、届出人の所在 地のいずれか	・死亡届書、医師の死亡診断書（死体 検案書）

※届け出終了後埋火葬許可証を交付します。この許可証は火葬の際必要になりますので、火葬当日は忘れずにお持ちください。

※東白斎苑を利用する場合は、事前に電話予約が必要です。

●東白斎苑利用の問い合わせ先 ☎0247-33-1500

●使用料（東白川郡内の住民）

火葬…人体 30,000 円、改葬遺骨 15,000 円、死産児 15,000 円

外科手術事故等による四肢 8,000 円

※国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金に加入している方は、別途手続きがあります。後日担当から通知します。

【婚姻届】

届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの・注意すること
届出をした日から法律 上の効力が生じるので 期間はありません	夫および妻など	夫または妻の本籍 地、夫または妻の 所在地のいずれか	・婚姻届書 ・本人確認書類 ・届書の証人欄に 18 歳以上 2 名の 署名（押印は任意）が必要です。 ・氏が変わる方はマイナンバーカード

※住所の異動がある場合は、婚姻届のほか住所異動の届出が必要ですので、窓口でお手続きください。

【離婚届】

届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの・注意すること
届出をした日から法律 上の効力が生じるので 期間はありません ※調停や裁判離婚の 場合は、確定してから 10 日以内に申立 人が届出をしてくだ さい。	夫および妻など	夫または妻の本籍 地、夫または妻の 住所地のいずれ れか	・離婚届書 ・本人確認書類 ・届書の証人欄に 18 歳以上 2 名の署 名（押印は任意）が必要です。 ・調停や裁判離婚の場合は、証人は不要 ですが裁判所の証明書を添付する必要 があります。 ・離婚の際の氏を引き続き称する場合 は、離婚の日から 3 か月以内に別途届 出が必要になります。 ・氏が変わる方はマイナンバーカード

印鑑登録の概要

●印鑑登録できる方

鮫川村に住民登録している 15 歳以上の人（成年後見人を除く）であれば登録できます。

●登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ・ゴム印など変形しやすいもの
- ・印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの
- ・印鑑を押したときの印影のサイズが、8 ミリメートル以下の正方形枠内に入るもの、または、25 ミリメートルの正方形枠を超える印鑑
- ・印鑑の一部が欠けているもの
- ・同居している家族の印鑑の登録印の印影と著しく類似しているもの

印鑑登録申請

		申請時に必要なもの	交付時期
本人申請で、本人が確認できる場合		・登録する印鑑 ・本人確認ができる次のいずれかのもの ①官公署の発行した免許証、許可証または身分証明書で、本人の写真が貼り付けられているもの（運転免許証、マイナンバーカード、身体障がい者手帳、在留カードなど） ②顔写真付身分証明書をお持ちでない方は、保険証や年金手帳など 2 種類をお持ちください。 ③鮫川村において、印鑑登録をしている方が保証人として直筆し、保証人の登録印鑑を押した同意書 ④鮫川村の職員が保証人として、窓口で直筆・押印した印鑑登録申請書	左の方法で本人が確認できる場合は、印鑑登録証が即日交付になります。
代理人申請	1 回目	・登録する印鑑 ・代理人の印鑑 ・本人直筆の委任状または代理人選任届 ・代理人の本人確認ができるもの ※印鑑登録申請書を受付後、本人の意見に基づくものであることを確認するために、「照会書兼回答書」を申請者（登録する本人）の自宅に郵送します。照会書兼回答書が届きましたら、次のものを代理人に渡して、代理人が再度来庁してください。	即日交付できません。 申請日の 2～4 日後に郵送される回答書を期限内に持参したときに印鑑登録証が交付されます。
	2 回目	・照会書兼回答書 ・登録する印鑑 ・代理人の印鑑 ・代理人選任届（照会書兼回答書の下段にあります。）	

印鑑登録の廃止

印鑑登録証（カード）や登録印を紛失したときは、印鑑登録廃止の申請をしてください。

また、現在の印鑑登録を廃止したいときも同様に廃止の申請をしてください。

※鮫川村から他市町村へ転出された場合、印鑑登録は抹消されますので、転入後の市町村で新たに登録してください。

「通知カード」は個人番号をお知らせするため、国内に住所がある方全員に送付されています。

なお、令和2年5月25日以降、「通知カード」は廃止され、現在お持ちのものは、住所等に変更がなければ、マイナンバーを証明する書類として引き続き使用できます。

また、「マイナンバーカード（個人番号カード）」は申請した方にのみ交付されます。

住所や氏名、性別、生年月日に変更があった場合は、カードに変更内容を記載しますので、「マイナンバーカード」を窓口にお持ちください。紛失時の再交付申請も窓口で受け付けます。

なお、「マイナンバーカード」への切り替えの詳細は、「通知カード」に同封されていたパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp/>）をご覧ください。「マイナンバーカード」の初回交付は無料です。また、15歳未満の方のマイナンバーカードの申請は、法定代理人（親権者）が行うことになります。

証明書が必要なとき

住民福祉課住民係 ☎49-3112

総務課税務係 ☎49-3111

住民票・戸籍・印鑑登録証明書などが必要なとき

各種証明書などの交付申請は、住民福祉課住民係の窓口で行ってください。主な証明書の手数料は下記のとおりです。

証明書	手数料	注意すること
- 住民票謄本（世帯全員） - 住民票抄本（一人だけ） - 住民票の除票 - 住民票記載事項証明書	1通 200円	＜本人確認書類＞ ・窓口に来た方について、ご本人であることが確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。 ・代理の方は委任状が必要です。ただし、同一世帯員は必要ありません。
- 戸籍謄本（全部事項証明書） - 戸籍抄本（個人事項証明書）	1通 450円	＜本人確認書類について＞ ・窓口に来た方について、ご本人であることが確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）の提示が必要です。 ・代理の方は委任状が必要です。ただし、直系血族は必要ありません。 ・本籍地（番地まで）と筆頭者を確認してください。
- 原戸籍 - 除籍謄本・抄本	1通 750円	
- 身分証明書 - 戸籍附票	1通 200円	
- 受理証明書 - 戸籍記載事項証明書	1通 350円	
印鑑登録証明書	1通 200円	・印鑑登録証（カード）が必要です。
印鑑登録証の再交付	1通 300円	・新規登録および改印申請、戸籍届出により氏が変わった場合は、手数料は無料です。

税関係証明書などが必要なとき

税に関する証明書などの交付申請は、総務課税務係の窓口で行ってください。主な証明書の手数料は下記のとおりです。

証明書	手数料	注意すること
固定資産税（土地・家屋） ・評価証明書 ・公課（名寄公課）証明書 ・所有証明書	1通 200円 ※1	＜本人確認書類について＞ ・窓口に来た方について、ご本人であることが確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）の提示が必要です。 ・代理の人は委任状が必要です。ただし、軽自動車納税証明書は必要ありません。 ・相続人等の場合は、戸籍謄本等、関係を確認できる書類の提示が必要です。
・所得証明書 ・課税証明書 ・非課税証明書	1通 200円	
・納税証明書	1通 200円 ※2	
・軽自動車税納税証明書	無料	

※1 1通を1件増すごとに100円を加えた額となります。

※2 1通1税目は200円、1税目増すごとに100円を加えた額となります。

税金

納税完納を目指して

総務課税務係 ☎49—3111

便利な口座振替

ご指定の口座から自動的に納税できる便利な口座振替をご利用ください。口座を開設している金融機関の窓口または総務課税務係で受付しています。

●取扱金融機関

東邦銀行各支店、東西しらかわ農業協同組合、ゆうちょ銀行

納付書による納付

村から送付される納付書により、鮫川村役場出納室または下記の金融機関にて納付してください。

下記以外の金融機関の場合は、別途振込手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

なお、地方税統一 QR コード（eL-QR）が印字されている場合は、全国の eL-QR 対応金融機関及び各種スマホアプリで納付できます。詳しくは、地方税共同機構ホームページでご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

●金融機関で納付される方

・鮫川村指定金融機関

東邦銀行棚倉支店（各支店含む）

・鮫川村収納代理金融機関

福島銀行棚倉支店（各支店含む）、大東銀行棚倉支店（各支店含む）、白河信用金庫棚倉支店（各支店含む）、ゆうちょ銀行、東西しらかわ農業協同組合

村税等の納期

●月別納期

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月			全期			
5月		1期				
6月	1期			1期		1期
7月		2期		2期		2期
8月	2期			3期	1期	3期
9月		3期		4期	2期	4期
10月	3期			5期	3期	5期
11月		4期		6期	4期	6期
12月	4期			7期	5期	7期
1月					6期	
2月					7期	
3月						

個人村民税・県民税

1月1日現在、村内に住所を置き住んでいる人で前年中に所得のあった人に課税されます。

税率は、その人の前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」とがあります。

●税額の計算

・均等割 村民税 3,000 円 県民税 2,000 円

※均等割が課税される人は、森林環境税（国税）として、1,000 円が徴収されます。

・所得割 村民税：前年の所得の6% 県民税：前年の所得の4%

【計算方法（一般的なもの）】

・前年の収入金額－必要経費（給与所得者は給与所得控除額）－各種所得控除額＝課税所得金額課税

・（所得金額×税率）－税額控除額＝税額

【注意事項】

・退職所得については、通常、他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。

・土地などの譲渡による譲渡所得については、通常、他の所得と区分して課税されます。

・県民税配当割、県民税株式譲渡所得割として特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

●課税されない人

(1) その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けてる人。

(2) 障がい者、未成年者、ひとり親、寡婦（夫）の人で、前年の合計所得が135万円以下（給与収入なら204万4千円未満（令和2年度までは125万円以下））の人。

(3) 前年の合計所得が一定の所得以下の人。

35万円×（本人＋被扶養者の人数）（＋21万円（被扶養者がいる場合））＋10万円

なお、所得割の非課税の場合は、次の所得以下の人。

35万円×（本人＋被扶養者の人数）（＋32万円（被扶養者がいる場合））＋10万円

(4) 前年の収入が以下より少ない人（合計所得が45万円以下）

・アルバイトやパートの給与収入が100万円以下

・65歳以上で年金受給のみの人は、年金収入が155万円以下

・65歳未満で年金受給のみの人は、年金収入が105万円以下

・不動産収入等所得がある人は、収入から必要経費を引き、合計所得が45万円以下

●納税方法

村・県民税の納付の方法には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、そのいずれかによって納めることとなります。

・普通徴収（事業所得など）

個人事業者などの村・県民税は、税額決定・納税通知書によって村から納税者個人に通知され、納付書または口座振替により、月の回に分けて納めることになっています。

・給与からの特別徴収（給与所得者）

給与所得者の村・県民税は、特別徴収税額決定通知書により、村から給与支払者（特別徴収義務者）通じて通知され、給与支払者が毎月（6月から翌年5月までの12回）の給与支払の際のその人の給与から差し引いて、村に納めることになっています。

・年金からの特別徴収（公的年金所得者）

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る村・県民税は、税額決定・納税通知書により、村から通知され、公的年金の支払者（特別徴収義務者）が年金支払の際にその人の年金から差し引いて、村に納めることになっています。

固定資産税

毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人に固定資産の価格に応じて負担いただくものです。

●納税義務者

固定資産税を納める人（「納税義務者」といいます。）は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

- ・土地は、登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- ・家屋は、登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
- ・償却資産は、償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

●税額の計算

課税標準額×税率（1.4％）＝固定資産税額

●課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。

しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格（評価額）よりも低く算定されます。

●免税点

村内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為（入浴）に対して課税されます。入湯税の税率は、入湯客1人1日につき150円です。

村たばこ税

たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者がたばこを村内のたばこ小売店に売渡する場合に、そのたばこ本数に応じて課税されます。

区分	税率	1箱（20本）あたり
たばこ	1,000本につき6,552円	131円4銭
旧3級品のたばこ	1,000本につき6,552円	131円4銭

※令和3年10月1日適用

毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車の車両の所有者にかかる税金です。

●課税対象・税率

車種区分			税率（年額）		
原動機付 自転車	総排気量 50cc 以下・定格出力 0.6kw 以下※特定小型含む		2,000 円		
	二輪	総排気量 50cc 超 90cc 以下・定格出力 0.6kw 以下	2,000 円		
		総排気量 90cc 超 125cc 以下・定格出力 0.8kw 超 1.0kw 以下	2,400 円		
	ミニカー	総排気量 20cc 超 50cc 以下・定格出力 0.25kw 超 0.6kw 以下	3,700 円		
軽自動車	二輪（ボート・トレーラー、フル・トレーラー含む）125cc 超 250cc 以下		3,600 円		
小型特殊 自動車	農耕作業用		2,000 円		
	その他		5,900 円		
二輪の小型自動車 250cc を超えるバイク			6,000 円		
軽自動車	新規登録の時期		新規登録から 13 年を 経過した車両		
	平成 27 年 3 月 31 日以前	平成 27 年 3 月 31 日 以降			
	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	

●軽自動車グリーン化特例（令和 7 年度のみ）

		税率	旧税率	重課税率	グリーン化特例（軽課税率）		
					75%軽減 ※1	50%軽減 ※2	25%軽減 ※3
三輪		3,900 円	3,100 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪	乗用（自家用）	10,800 円	7,200 円	12,900 円	2,700 円		
	貨物（自家用）	5,000 円	4,000 円	6,000 円	1,300 円		
	乗用（営業用）	6,900 円	5,500 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物（営業用）	3,800 円	3,000 円	4,500 円	1,000 円		

※1 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス基準 10%低減または平成 30 年排出ガス規制適合）

※2 ≪乗用・営業用≫揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、かつ令和 2 年度燃費基準＋令和 12 年度燃費基準 90%達成車

※3 ≪乗用・営業用≫揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）または、平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成、かつ令和 2 年度燃費基準＋令和 12 年度燃費基準 70%達成車

●納税方法

軽自動車税は、村から送付される納税通知書により 4 月末日までに納付することになっています。

●各種手続き

廃車・名義変更等をするとき、所有者が変わるとき、転出して定置場が変わるときなどには、速やかに下記により手続きをしてください。原動機付自転車と小型特殊自動車は、総務課税務係で手続きしてください。

・手続きするところ

棚倉自家用自動車協会 ☎0247-33-3028

棚倉町大字棚倉字町裏 58-4

受付時間：午前9時～午後5時

・廃車するときに必要なもの

【車検証・ナンバーがある場合】

所有者の認印、ナンバー2枚、車検証、手数料

【車検証・ナンバーがない場合】

所有者の認印、解体証明書等、車体番号（車両がある場合はボンネット開け車体番号が記入されているので、紙などに書き写してください。）、紛失届（手続きする窓口で記載します。）、手数料

【何もない場合】

所有者の認印、車両を確認できる書類（役場で発行する課税台帳の写しや納税証明書等）、紛失届（手続きする窓口で記載します。）、手数料

・名義を変更するときに必要なもの

前（現在）の所有者の認印、新たに所有する方の認印と住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本または抄本でいずれも3か月以内のもの）、車検証、手数料

※ナンバー変更する場合、または「いわき」ナンバー以外の管轄区域に転出する場合は、ナンバー2枚
※婚姻などにより姓が変わった場合は、上記のものと戸籍謄本または戸籍抄本

・住所を変更するときに必要なもの所有者の認印、所有者の変更先の住所が記載されている住民票（法人の場合は、商業登記簿謄本または抄本でいずれも3か月以内のもの）、車検証、手数料

※「いわき」ナンバー以外の管轄区域に転出する場合は、ナンバー2枚

ナンバー	管轄区域
いわき	いわき市・双葉郡・石川郡・東白川郡
福島	福島市・二本松市・須賀川市・相馬市・南相馬市・伊達市・田村市・安達郡・岩瀬郡・相馬郡・伊達郡・田村郡
郡山	郡山市
会津	会津若松市・喜多方市・耶麻郡・河沼郡・大沼郡・南会津郡
白河	白河市・西白河郡



社会保障制度（国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金）

国民健康保険

住民福祉課住民係 ☎49-3112

国民健康保険は、国民健康保険加入者が病気やけがをした際に、経済的な負担を軽くし、平等に医療を受けられるよう収入に応じてお金を出し合い、助け合うという医療の相互扶助制度です。医療費は皆さんに負担していただく国民健康保険税と国の負担金などで賄われています。

村内に住所を有する人は、国民健康保険に加入しなければならないことになっています。

ただし、次に該当する人は除かれます。

- ・他の保険に入っている人（就労先の健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療制度など）
- ・生活保護を受けている人

国民健康保険の加入・喪失届

国民健康保険に入るときや資格変更などの届出は、14日以内に行うことになっています。保険の異動は、届出日ではなく、異動があった日が基準となりますが、届け出が遅れると保険証がないため保険給付が受けられないことや国民健康保険税が賦課され続けますので、お早めに届け出をしてください。

●加入するとき

こんなときは	手続きに必要なもの
鯉川村に転入したとき	転出証明書、在留カードとパスポート（外国人）
就労先の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書（他の健康保険の喪失証明書）
家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき	母子健康手帳
子どもが生まれたとき	生活保護廃止決定通知書

●国民健康保険の加入資格を喪失したとき

こんなときは	手続きに必要なもの
就労先の健康保険に入ったとき	資格を取得したことがわかる書類
家族の健康保険の被扶養者になったとき	生活保護開始決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	

医療費の自己負担割合

病気やけがをしたとき、病院などの窓口で保険証（70歳以上の方は、高齢受給者証も）を提示することにより、次の表に示す負担割合を病院などの窓口で負担していただきます。

●医療費の自己負担割合

区分		自己負担割合
一般被保険者（義務教育就学後～70歳未満）		3割
義務教育（小学校）就学前		2割
高齢受給者 70歳～74歳	一定額以上所得者 ※	3割
	70歳の誕生日の翌月1日から。ただし、月の1日が誕生日の場合はその日から。	2割

※一定額以上所得者…同一世帯の70歳以上の国民健康保険加入者の中に課税所得が145万円以上の人がいる世帯の人。ただし、70歳以上の国民健康保険被保険者の前年の収入合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満のときは、申請により2割負担になります。

※子どもに係る医療費の無償化…平成24年10月から、子ども（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）の自己負担割合は、0割（無償）となっています。

●入院したときの食事代

入院中の食事代は、医療費とは別に患者負担となります。

区分		1食あたり
一般世帯		460円
70歳未満の住民税非課税世帯または70歳以上の低取得世帯	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
所得が0円となる世帯に属する70歳以上		100円

※住民税非課税世帯などで入院時の食事代を減額するためには、保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課で交付申請により減額認定証の交付を受け、病院の窓口で、減額認定証を保険証とともに提示する必要があります。

医療費の払い戻し

次のような場合は、医療機関に治療費を全額支払うことになります。

ただし、申請して審査のうえ認められれば、自己負担分を除いた保険給付分が支給されます。

- ・急病などでやむを得ず保険証を持たずに診察を受けたとき
- ・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- ・医師が必要と認めたあんま、マッサージ、はり、灸の施術を受けたとき

医療費が高額の場合（高額療養費）

同じ月内の医療費の自己負担額が、限度額を超えたときは、申請により国民健康保険から高額療養費が支給されます。限度額は年齢や所得によって異なります。

葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円を支給します。

国民健康保険税

総務課税務係 ☎49-3111

村内に住所がある方で、国民健康保険に加入している方が対象です。国民健康保険税の納税義務者は、その世帯の主たる生計維持者である世帯主とされています。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、その世帯内に国民健康保険に加入している方がいる場合は、世帯主が世帯を代表して納税義務者となります。この場合の世帯主を「擬制世帯主」といいます。

●税率・・・下表参照

●低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減

所得の少ない世帯については、国民健康保険税のうち均等割（被保険者の人数に応じて算定する国民健康保険税）と平等割（世帯ごとにかかる国民健康保険税）が以下により軽減されます。申請は不要ですが、世帯内に所得の未申告者がいる場合は軽減の適用対象とはなりません。

・軽減判定となる所得 = 世帯主 + 被保険者 + 特定同一世帯所属者の前年の総所得

※所得に公的年金等に係る所得が含まれる場合は、当該所得より15万円を差し引いた所得を用います。

※所得は前年の総所得金額（譲渡や株式などの分離課税所得を含む）を用います。なお、軽減判定については、長期譲渡所得等の特別控除前の金額で計算するほか、退職所得金額は含まれません。

※特定同一世帯所属者とは、以前国保の被保険者であった方で、後期高齢者医療制度に移行した方を指します。

※専従者給与額は判定には含まれませんが、事業主の専従者控除額は判定に含まれます。

・軽減率

要件	軽減額
世帯内の所得の合計額が43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	7割軽減
世帯内の所得の合計額が43万円+（29.5万円×被保険者および特定同一世帯の所属者の数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	5割軽減
世帯内の所得の合計額が43万円+（54.5万円×被保険者および特定同一世帯の所属者の数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	2割軽減

※上記の減額基準は、世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯主の総所得金額等を含めて判定します。

※総所得金額等とは、総所得金額、山林所得および長期・短期譲渡所得金額等の合算額です。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方で、移行後も世帯主および世帯構成に変更のない方です。

●納入方法

・普通徴収

納付書による納付または口座振替による納付方法です。

・特別徴収

国民健康保険に加入している世帯主（擬制世帯主を除きます。）で、次の条件を満たす場合に年金からの天引きにより納付する方法です。

＜特別徴収の要件＞

①世帯主も含めて世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である。

②世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。

③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の1/2以下である。

※ただし、世帯主が75歳以上の方や世帯内に64歳以下の国保加入者がいる場合には特別徴収の対象となりません。

●税率（令和6年度）

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分 ※1	介護納付金分※2
所得割額（課税基礎額 ※3）		6.00%	2.32%	2.34%
均等割額	1人につき	27,400円	10,600円	13,000円
平等割額	1世帯につき	19,200円	7,400円	6,700円
	特定世帯（1/2） ※4	9,600円	3,700円	—
	特定世帯（1/4） ※4	14,400円	5,550円	—
課税限度額		650,000円	240,000円	170,000円
課税対象となる被保険者		全員	全員	40歳以上65歳未満

※1 後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者の医療費等の支援金にあてため、国保の75歳未満の加入者に賦課し、世帯主に課税されます。

※2 介護納付金分は、介護第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方で国保に加入している方）を対象に計算し、世帯主に課税されます。

※3 前年の所得の合計額から基礎控除43万円を引いた金額（退職所得は除く）

※4 国保加入者であった世帯員が、国保から後期高齢者医療保険制度に移行されたことにより、国保単身世帯となる場合、5年間の1/2軽減措置経過後、3年間は1/4が軽減されます。

介護保険

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

介護保険制度とは

介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるように、社会全体で支え合うことを目的とした制度です。

介護保険は、単に身の回りの世話をするだけでなく、被介護者の自立をサポートする「自立支援」、被介護者本人が自由に選択することで、介護サービスを総合的に受けられる「利用者本位」、納めた保険料に応じてサービスや給付金を受ける「社会保険方式」の3つの柱を基本に成り立っています。

すべての高齢者が人間としての尊厳を保ち、自立した生活を送れるよう、地域社会で支え合いながら介護サービスの充実を目指すのが、介護保険制度の基本理念です。

項目	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの方で医療保険に加入している方
介護サービスが利用できる方	介護が必要であると認定された方（要介護状態・要支援状態）	初老期における認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気など（特定疾病）により介護が必要であると認定された方
保険料の支払方法	原則として老齢・退職年金等から天引きされます。	加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して納めます。
運営主体	鯉川村	
利用者の負担	介護保険のサービスを受けたときは、所得に応じてかかった費用の1割～3割が自己負担となります。	

介護保険で受けられるサービス

介護保険では、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉サービス、医療サービスを総合的に利用することができます。

また、自宅での生活が難しくなれば、本人の希望により施設サービスも利用できます。

●在宅（居宅）サービス

項目	内容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の身体介護や家事援助を行います。
訪問入浴	家庭を訪問し、浴槽を使った入浴の援助を行います。
訪問看護	かかりつけ医（主治医）の指示により、看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話を行います。
訪問リハビリテーション	病院または診療所の理学療法士または作業療法士が家庭を訪問し、機能回復訓練を行います。
居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
通所介護（デイサービス）	施設に通り、養護、健康チェック、入浴、食事など、日常生活上の支援および機能訓練を行います。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設、病院、診療所などで、理学療法士または作業療法士などによる機能訓練を行います。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護を必要とする方が、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。
短期入所療養介護	介護を必要とする方が、介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的管理の下に、介護や機能訓練などを行います。
福祉用具貸与	特殊寝台や車椅子等の貸し出しを行います。
特定福祉用具購入費支給	入浴や排せつ等生活するうえで必要な福祉用具を購入した場合、その費用を限度額の範囲で支給します。
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消など小規模な改修を行った場合、その費用を限度額の範囲で支給します。（事前に申請が必要です。）
居宅介護支援（ケアマネジメントサービス）	ケアマネジャー（介護支援専門員）が介護サービス計画を作成したり、サービス提供機関と連絡調整を行います。

●施設サービス

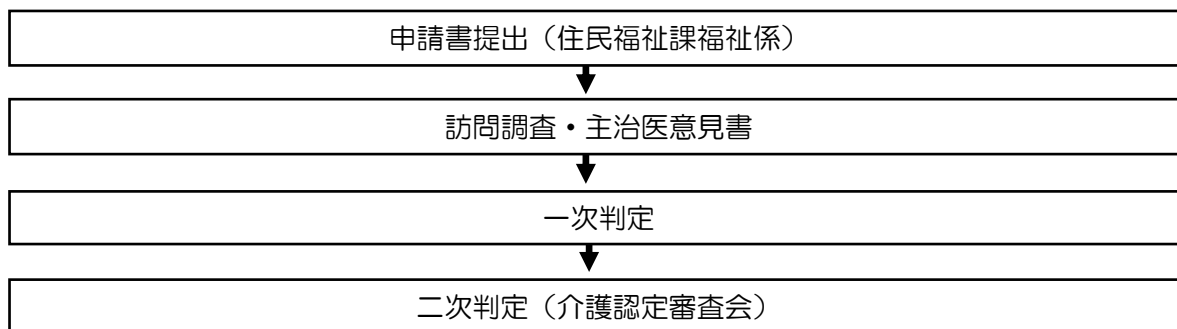
項目	内容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の方に介護を行います。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な方に、機能回復訓練や日常生活への支援を行います。
介護医療院（介護療養型医療施設）	療養が必要な方に、医学的管理のもとで介護などの世話や医療を行います。

●地域密着型サービス

項目	内容
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が、少人数で共同生活をしながら家庭的な雰囲気の中で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。
介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員 29 人以下で、日常生活上の介護や機能訓練などを行います。

●介護サービスを受ける手順

介護サービスを受けるためには、要介護認定の申請が必要です。申請書が出されますと次のような方法で審査判定が行われます。



※審査の結果、要介護と認定された人は、介護サービス計画を作成し、その計画に基づきサービスが提供されます。介護サービス計画は、指定居宅介護支援事業所に依頼することができます。作成費用の自己負担はありません。

※審査の結果、要支援 1・2 と認定された人は、介護予防サービスを利用するために介護予防サービス計画の作成が必要です。地域包括支援センターが中心となってアセスメントや介護予防サービス計画の作成を行います。

地域包括支援センター（ひだまり荘内）

社会福祉協議会へ委託し、地域包括支援センターを設置しています。

センターには、経験豊富な看護師や社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置されていて、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートすることを主な役割としています。

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関です。地域の窓口となっていますので、高齢者本人はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、地域包括支援センターが中心になって適切な機関と連携して解決しますので、安心してご相談ください。

●名称

鮫川村地域包括支援センター

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35 番地 ☎29-1233

●主な役割

地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしに関するサポート。

●業務内容

①総合相談支援業務

高齢者の方や家族、地域住民からの介護・福祉にかかわる総合相談・支援を行います。

②介護予防ケアマネジメント

要支援 1・2 の方の介護予防ケアプランの作成や、介護予防・日常生活支援総合事業の利用についてご案内をします。

③権利擁護業務

高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援など、高齢者の皆さんの人権や財産を守る支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

ケアマネジャーのネットワーク構築や困難事例に対する助言などを行います。

鮫川村介護事業所「ひだまり荘」

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35 番地 ☎49-3600

●運営

社会福祉法人 鮫川村社会福祉協議会

●指定内容

指定区分	サービス種別
県指定事業所	訪問介護、通所介護
村指定事業所	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
	居宅介護支援
	介護予防支援

グループホームさめがわ

●所在地

鮫川村大字西山字水口 31 番地 ☎29-1713

●運営

社会福祉法人 みやぎ会

●指定内容

指定区分	サービス種別	入居定員
地域密着型サービス（村指定）	認知症対応型共同生活介護	18 名
	介護予防認知症対応型共同生活介護	

特別養護老人ホームさめがわ

●所在地

鮫川村大字西山字水口 31 番地 ☎29-1711

●運営

社会福祉法人 みやぎ会

●指定内容

指定区分	サービス種別	入居定員
地域密着型サービス（村指定）	地域密着型介護老人福祉施設	29 名

介護保険料

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

介護保険に加入している被保険者は、保険料を納付しなければなりません。第 1 号被保険者と第 2 号被保険者では保険料の算定と納付方法が異なります。

3 年を 1 期とする介護保険事業計画で、必要となる給付費を見込み介護保険料が定められます。

令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料（第 1 号被保険者）は、下記のとおりです。

●保険料の納付方法

・特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が 年額18万円以上の方は、年金から天引きされます。

・普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円未満の方や、年度の途中で65歳になった方は、納付書により納付します。

【第1号被保険者（65歳以上の方）】

段 階	対象者（実質13段階）		費用負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者	老齢福祉年金の受給者	基準額×0.285	24,280円
	本人とその世帯全員が村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額×0.485	41,320円
第3段階		上記以外の方	基準額×0.685	58,360円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は村民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	76,680円
第5段階【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	85,200円
第6段階	本人が村民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	102,240円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	110,760円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	127,800円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	144,840円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	161,880円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	178,920円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	195,960円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	204,480円

【第2号被保険者（40歳～64歳）】

保険料は、就労先の健康保険や国民健康保険など加入している医療保険の保険者が決定し、医療保険料と一緒に徴収します。算定された保険料の半分は、事業主（国保の場合は国）が負担します。

利用者負担金

●居宅サービス

《介護サービス費用の利用負担割合》

収入額	負担割合
年金収入等 340万円以上	3割
年金収入 280万円以上	2割
年金収入 280万円未満	1割

- ・利用者負担金は、サービスを提供した事業者へ直接支払います。
- ・利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分の全額が利用者負担となります。

《居宅の要介護度と利用限度額》

要介護度	利用限度額（月額）
要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

●施設サービス

施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）別に決められた要介護ごとの①サービスの費用の「1 割」または「2 割」、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの金額が利用者の負担となります。

利用者負担の軽減

●高額介護サービス

介護サービスを利用したときの自己負担額が利用者負担上限額を超えた場合に、超えた分の額が給付されます。

なお、同一世帯で複数の利用者がある場合は、合算額で計算されます。

利用者負担段階区分	利用者負担限度額
年収約 1,160 万円以上	世帯 140,100 円
年収約 770 万円以上約 1,160 万円以内	世帯 93,000 円
年収約 383 万以上約 770 万円以内	世帯 44,400 円
住民税課税世帯	世帯 44,400 円
住民税世帯非課税世帯	世帯 24,600 円
・前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	世帯 24,600 円
・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000 円
生活保護の受給者等	世帯 15,000 円 個人 15,000 円

●特定入所者介護サービス費

施設サービスを利用したとき、低所得の方の施設利用が困難にならないように、一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額と差額は介護保険から給付されます。

後期高齢者医療

住民福祉課住民係 ☎ 49-3112

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療は、75 歳以上の人と、一定の障害があり申請により認定を受けた 65 歳以上の人が医療の給付を受ける医療保険制度です。

●対象者

福島県後期高齢者医療広域連合の区域内に住所があり、75 歳以上の人または 65 歳から 74 歳で一定の障害がある人

※一定の障害のある人とは、次の人が対象となります。

- (1) 国民年金法など年金各法により、障害年金などを受けている人
- (2) 身体障害者手帳の 1・2・3 級または 4 級の一部（下肢障害 1・3・4 号および音声言語障害）の交付を受けている人
- (3) 療育手帳 A の交付を受けている人
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の 1・2 級の交付を受けている人

●被保険者証

75 歳の誕生日（認定日）当日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

●医療費の給付

医療機関などの窓口で保険証を提示することで、医療の給付が受けられます。

※一部負担金の割合

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 現役並み所得者 | かかった医療費の3割負担 |
| (2) 一定以上の所得者 | かかった医療費の2割負担 |
| (3) 上記以外の方 | かかった医療費の1割負担 |

※現役並み所得とは？

(ア) 住民税課税所得が145万円以上の被保険者

(イ) 住民税課税所得が145万円以上である被保険者と同じ世帯に属する被保険者

・(ア)、(イ)の方で総収入が次の額に満たない方は、一部負担金の割合が1割になります。ただし、「基準収入額適用申請」が必要となります。

世帯区分	年間の総収入
被保険者が1人の世帯	被保険者の収入が383万円未満
被保険者が2人以上の世帯	被保険者の収入の合計が520万円未満
被保険者が1人で同世帯に70歳～74歳の方がいる世帯	被保険者と70歳～74歳の方の収入の合計が、520万円未満

※一定以上の所得者とは？

住民税課税所得が28万円以上145万円未満の被保険者がいる世帯で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が、

- ・被保険者1人の場合：200万円以上
- ・被保険者2人以上の場合：320万円以上

の被保険者

●高額療養費

同じ月に複数の医療機関等に支払った自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が後日支給されます。申請は初回のみで、それ以降は指定された口座へ振り込まれます。

●葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬儀を行った方に葬祭費5万円が支給されます。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人と一定の障害があると認定された 65 歳以上 75 歳未満の人が加入する制度です。保険料は被保険者一人ひとりが個人単位で納めることになります。

保険料は、福島県内のすべての市町村が加入する福島県後期高齢者医療広域連合で決定され、運営されます。

●保険料率

保険料は被保険者全員で負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料を算出する保険料率は、県内の後期高齢者の方の 2 年間の医療給付費を推計し、2 年ごとに見直しを行い、当該年度の 4 月 1 日が保険料の決定する日（賦課期日）となります。

●令和 6・7 年度の保険料率

均等割額 45,900 円＋所得割額 8.98%（※1）＝年間保険料（限度額 80 万円）（※2）

※1 所得合計から基礎控除額（最大 43 万円）を控除した金額が 58 万円以下の場合は、8.64%を適用

※2 令和 5 年度末有資格者については、73 万円を適用

●所得が低い方に対する保険料の軽減

世帯内の後期高齢者医療の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。

要件	軽減額
世帯内の所得の合計額が 43 万円＋10 万円×（年金・給与所得者等の数－1）以下	31,010 円
世帯内の所得の合計額が 43 万円＋（29 万 5,000 円×被保険者および特定同一世帯の所属者の数）＋10 万円×（年金・給与所得者等の数－1）以下	22,150 円
世帯内の所得の合計額が 43 万円＋（54 万 5,000 円×被保険者および特定同一世帯の所属者の数）＋10 万円×（年金・給与所得者等の数－1）以下	8,860 円

※65 歳以上（1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、特別控除（15 万円）を引いた額で判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

●納入方法

原則として年金から差し引き（特別徴収）され、年金額が年額 18 万未満または後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 1/2 を超える場合などは、口座振替や納付書（普通徴収）で納めます。

国民年金は、すべての日本国民を対象として、老齢・障害・死亡（遺族）について共通の「基礎年金」を支給し、国民生活の安定を図ることを目的としています。

●国民年金に加入する方

（1）必ず加入する方（強制加入）

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人で、次の3種類に区分されています。

- ・第1号被保険者
自営業者、農林漁業者、自由業者、学生、無職の人など
- ・第2号被保険者
厚生年金保険（船員保険）の被保険者本人や共済組合の組合員
- ・第3号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者

（2）希望すれば加入できる方（任意加入）

- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・海外に住所をおく20歳以上65歳未満の日本人
- ・受給資格期間を満たしていない70歳未満の方

●国民年金の保険料

第1号被保険者は、日本年金機構で発行する納付書または口座振替により保険料を納付します。保険料は毎年変わります。また、希望する方は、付加保険料として月額400円を上乗せすることもできます。

第2号被保険者は給与から天引きされ、第3号被保険者は被用者年金制度全体で負担します（ただし、第3号被保険者に該当する場合は配偶者の勤め先を通じて届け出が必要です）。

- ・保険料は年度単位で変動します。
- ・保険料の納付には前納制度や口座振替の早割を利用することで、納付する額が安くなります。

●保険料の免除猶予等について

保険料を納めることが困難な人には次のような制度があります。手続きは、住民福祉課窓口で取り扱いいます。

・法定免除

法で定められている要件（生活保護、障害年金受給）に該当すれば保険料の納付が免除されます。障害年金に関しては等級が2級以上の人が該当となります。

・申請免除（全部・一部）

本人および配偶者、世帯主の前年の所得により審査され、保険料が免除されます。失業等により免除される場合には「雇用保険受給資格者証」などの証明書が必要です。

※申請に必要なもの

（失業を理由とする場合）雇用保険

受給資格者証（公共職業安定所長の公印のあるものに限る）

・学生納付特例

学生の期間中は、申請により保険料の免除を受けることができます。

※申請に必要なもの

学生証のコピーまたは在学証明書

・産前産後免除

国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産された人が該当します。

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。多胎児は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。

※申請に必要なもの

出産予定日が確認できるもの（母子手帳など）

・納付猶予制度

50歳未満の人で本人および配偶者の前年の所得が一定以下の場合は、申請により保険料の納付を猶予することができます。

なお、申請して承認されると、原則として7月分から翌年の6月分までの保険料が免除または猶予されます。学生納付特例は、4月分から翌年の3月分まで猶予されます。

また、免除等の承認を受け、翌年度以降も全額免除または納付猶予を希望された人で、婚姻により配偶者を有した場合および離婚・死亡により配偶者を有しなくなった場合には、変更届の提出が必要です。

●年金生活者支援給付金制度について

公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。給付金には、老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金があります。この給付金を受け取るには、それぞれ異なる支給要件があり、日本年金機構から送付される請求書での手続きが必要です。

●その他の手続きに関すること

・20 歳になったとき

厚生年金や共済年金に加入していない 20 歳になった人には、日本年金機構から国民年金に加入になったお知らせが送られてきます。

基礎年金番号通知書は別途送られてきますので大切に保管してください。

・就職したとき

就職により第 1 号被保険者に該当しなくなった場合には、会社で厚生年金加入の手続きをすれば国民年金は喪失になります。

・退職したとき

20 歳以上 60 歳未満の方が退職等により第 2 号被保険者でなくなったときは、国民年金に加入（第 1 号被保険者に種別変更）しなければなりません。基礎年金番号が分かるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書など）と退職証明書（または離職票等、退職日の分かる書類）をお持ちになり、住民福祉課で加入の手続きをしてください。扶養している配偶者（20 歳以上 60 歳未満）がいる場合は、配偶者の種別変更届（第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ）が必要となります。

・引っ越したとき

第 1 号被保険者が住所を異動したときは、住民福祉課の窓口で転出・転居届出をしてください。

●年金についてのご相談

年金の相談窓口で、相談を希望される人は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書を準備し、必ず予約してから相談をご利用ください。

・相談窓口 ☎0570-05-4890

・日本年金機構白河年金事務所

所在地 〒961-8533

福島県白河市郭内 115-3

☎0248-27-4161

成人・高齢者

予防接種費用助成

住民福祉課健康係 ☎49-3112

【成人】風しん予防接種等

新生児の先天性風しん症候群の発病を予防するため、費用の助成を行います。

●種類

風しん抗体検査・麻しん風しん混合予防接種・風しん予防接種

●対象者

妊娠を希望する女性および女性（または妊婦）の夫（パートナー）とその家族で希望する方（MR3、4期既接種者は除く）

●手続き

住民福祉課へ申請をしてください。

【高齢者】インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・高齢者肺炎球菌・带状疱疹

●予防接種についての注意

- ・予防接種は、体調のよい時に受けましょう。
- ・予防接種を受けられる医療機関は、村の診療所を含む福島県内の医療機関です。電話で予約してから受けてください。（診療所 ☎49-2028）

●インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症

対象者	回数	実施医療機関および助成方法
・65歳以上の接種希望者 ・60～65歳未満の身体障害者手帳1級の方	1回	助成申請の必要がありませんので、自己負担額（インフルエンザ：1,200円、新型コロナウイルス感染症：2,100円）をお支払いください。

●高齢者肺炎球菌

対象者	回数	実施医療機関および助成方法
・過去に接種したことが無い65歳 ・60～65歳未満の身体障害者手帳1級の方	1回	事前に住民福祉課健康係で申請の手続きが必要です。

●带状疱疹

対象者	回数	実施医療機関および助成方法
・年度内に65歳を迎える方 ・年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える方（令和7年度から5年間の経過措置） ・60～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能（身体障害者手帳1級相当）の方 ・100歳以上の方（令和7年度のみ）	生ワクチン 1回 不活化ワクチン 2回	助成申請の必要がありませんので、自己負担額（生ワクチン：2,500円、不活化ワクチン：6,500円）をお支払いください。

※生活保護世帯の人のインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・带状疱疹は、住民福祉課で申請手続きをしてください。

※肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

※带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水痘（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後に痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

心の健康相談

住民福祉課健康係 ☎49-3112

こころの悩みやアルコールの問題、認知症、ひきこもりなどのこころの相談に応じています。

●方法

電話または来庁（所）（要予約）により、保健師が相談に応じています。

●相談日

月曜日～金曜日 9時～17時

●場所

住民福祉課または地域包括支援センター（ひだまり荘内☎29-1233）

健康診査

住民福祉課健康係 ☎49-3112

【健康増進事業】

健康教育・健康相談・運動教育

●健康教育

予防可能な生活習慣病および予防等を中心として、テーマによりグループ学習を実施します。健康づくり団体の研修の他、各地区および各種団体等の要望により随時実施します。

●健康相談

病気予防、健康づくり栄養等に関する内容について相談ができます。電話や窓口において、保健師・管理栄養士が対応します。

●健康運動教室

スクリーンを使って全国のインストラクターからヨガ、ピラティス、体幹トレーニング、筋力トレーニングが受けられます。月に3回実施です。申し込みは住民福祉課へご連絡ください。

健診づくり団体の活動

健康づくり団体は下記の2団体をいいます。

●保健推進員

保健推進員は村委嘱の団体で2年間健康づくりの活動を行います。主に、担当地区の受診の声かけや自己及び家族の健診結果を読み取り、健康づくりについて学びます。

●食生活サポーター

健康づくりや生活習慣病予防のための栄養について学び、地区及び村の食に関する健康づくり活動に協力・推進します。

健（検）診の未受診対策

個人が生活習慣病及びがんなどの重症化を予防するため、健康診査、がん検診等の受診により早期発見、生活改善、早期治療に結びつけるため、保健推進員の声かけにより受診勧奨しています。

ふくしま健康パスポート事業

村民のみなさんが自主的に・楽しく・気軽に健康づくりを継続できるよう、県と連携して個人の健康づくりを支援する事業です。

①さめがわ健康ポイント事業【記入台紙】を取得します（住民福祉課で配布又は県ホームページ）

②【記入台紙】にご自分ができる血压、体重測定、ウォーキング、食事等の健康行動目標を記入し、30日間継続実施や、健康づくりの取組に参加しましょう。

・3000ポイントを取得した方には、住民福祉課で、県内の飲食店や娯楽施設など協力店で特典が利用できる「ふくしま健民カード」を発行し、ふくしま健民カードのランクに応じた金額の村内で利用できる「さめがわむらびポイント」または「商品券」を発行します。

【健診事業】

住民健診

病気を早く見つけ早期に治療するためには、毎年健診等を受けることが大切です。村では次の健診（検診）を保健センターで実施しています。3月に希望調査を行い、日程等をお知らせします。

【集団検診】

●住民総合健診

住民健診総合健診は、7月頃に6日間実施します。

詳しい日程は、鮫川村ふるさとの四季カレンダーをご覧ください。

●健康診査

特定健診等は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、内臓脂肪の蓄積により血糖高値、血高値、脂質異常が起こった状態から、動脈硬化を起こし進行すると心臓病、脳卒中、腎臓病などを引き起こします。動脈硬化は徐々に進行し自覚症状がありませんので、定期的に健診を受けましょう。

国保の特定健診は、義務健診ですので治療中の方でも健診を受けましょう。39歳以下の健診を受ける機会のない方は、3月に希望調査等で申し込みをし、受診しましょう。

種別	対象者	検査内容	自己負担	持ち物
特定健診	40歳～74歳 国保加入者	胸囲・身体測定・血圧測定、診察、血液検査（糖、脂質、肝機能、腎機能、貧血）、尿検査、心電図、眼底検査	500円	・受診券 ・受診カード ・尿容器
後期高齢者健診	75歳以上	特定健診内容は同じです。 ※腹囲測定はありません。	無料	・受診カード ・尿容器
県民健康診査	19歳～39歳 ・健康診査を受ける機会のない方	特定健診内容は同じです。		・同意書 ・尿容器

●がん検診等

国は、5つのがん検診（肺、胃、大腸、子宮、乳）を特に推奨しています。これは、受診することで死亡率が下がることが科学的に証明されていますので、積極的にがん検診を受けましょう。がん予防のためには禁煙や食事等の生活改善も必要です。各種がん検診は、3月に希望調査等で申し込みをし、受診しましょう。

種別	対象者	検査内容	自己負担額	持ち物
結核検診	65歳以上	胸のX線撮影 (デジタル撮影)	500円	
肺がん検診	40歳～64歳			
喀痰検査	50歳以上で喫煙歴のある方※	朝、痰を3日間容器に採ります。 ※喫煙指数600以上の方	75歳以上無料	喀痰容器
胃がん検診	40歳以上	X線撮影（デジタル撮影） バリウムと発泡剤を飲みます。	1,000円 国保500円 75歳以上無料	
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査 採便容器に便を2日分採ります。	500円 75歳以上無料	便検査容器
前立腺がん検診	50歳以上男性 (前年度未受診者)	血液検査により、前立腺に特異的なタンパク質の「PSA」の値測定		
肝炎ウイルス検査	・40歳の方 ・41歳以上で今まで受けたことがない方	B型・C型肝炎ウイルスの感染の有無を調べます。	無料	同意書

【女性検診（集団検診）】

●子宮頸がん検診・骨粗しょう症検診

子宮頸がんは20～30歳代の女性に急増し、初期症状がほとんどないため、早期発見が欠かせません。子宮がん検診等は、骨粗鬆症検診と併せて11月の期間に各2日の日程で実施します。

種別	対象者	検査内容	自己負担額	持ち物
子宮がん検診	20歳～79歳の女性※	子宮頸部の粘膜から採取した細胞の検査や診察を行います。	1,000円 (75歳以上無料)	スカート
	21歳		無料クーポン券配布	
骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	かかとの骨密度を超音波法により測定します。	500円	

※前年度未受診者のみ

●乳がん検診

乳がんは、女性で最も罹患率が高いがんですが、自分で発見できる数少ないがんですので、2年に1回の受診と自己検診を行いましょう。乳がん検診は、10月の期間に各2日の日程で実施します。

種別	対象者	検査内容	自己負担額	持ち物
乳がん検診	40歳～79歳の女性※	マンモグラフィ検査（乳房をはさんでX線撮影をする検査）を行います。	1,000円 (75歳以上無料)	バスタオル
	41歳		無料クーポン券配布	

※前年度未受診者のみ

【女性検診（個別検診）】

●子宮頸がん施設検診

子宮がん検診は、下記医療機関に村が委託し、個別検診が受けられます。12月から1月の2か月間の日程で実施します。

種別	対象者	医療機関	検査内容	自己負担額	持ち物
子宮がん検診	20歳～79歳の女性※	埴厚生病院	子宮頸部の粘膜から採取した細胞の検査や診察を行います。	2,000円	受診券 受診録 クーポン券 (対象者のみ)
	21歳			無料クーポン券配布	

※前年度未受診者のみ

●乳がん施設検診

乳がんは、下記医療機関に村が委託し、個別検診が受けられます。12月から1月の2か月間の日程で実施します。

種別	対象者	医療機関	検査内容	自己負担額	持ち物
乳がん検診	40歳～64歳の女性※	埴厚生病院	視触診＋マンモグラフィ検査	2,000円	受診券 クーポン券 (対象者のみ)
	65歳～74歳の女性※			1,000円	
	75歳～79歳の女性		マンモグラフィ検査	無料	
	41歳		視触診＋マンモグラフィ検査	無料クーポン券配布	

※前年度未受診者のみ

【個別検診】

●胃がん施設検診（胃内視鏡検査）

胃がん施設検診は、2年に1回受けられます。下記、医療機関に村が委託し、個別検診が受けられます。口腔又は鼻腔から胃カメラを挿入し、直接粘膜等を確認するため発見率が高い検査です。予約された人には、必要書類を配布及び受診の説明を行いますので住民福祉課に来所してください。

種別	対象者	医療機関	検査内容	自己負担額	持ち物
胃がん施設検診 (胃内視鏡検査)	50 歳から 74 歳の方で 前年度未受 診者	埴厚生病院 (指定する日) ふるどのクリニック 角田内科医院	胃カメラによる 食道や胃、十二 指腸の状態を確 認する。	3,000 円	配布書類 一式

●歯周病健診

歯周病は、歯を支える歯茎や骨が徐々に壊される病気で、放っておくと循環器疾患の発症や糖尿病の悪化、認知症などのリスクを高めますので、定期的に歯と口腔内の健康状態を確認しましょう。

歯周病検診は、村が医療機関に委託して個別検診が受けられます。対象年齢時に個別通知しますので、積極的に受診しましょう。

種別	対象者	医療機関	検査内容	自己負担金	持ち物
歯周病検診	20 歳・30 歳 40 歳・50 歳 60 歳・70 歳	さめがわ 歯科医院	パノラマ撮影、口腔内検査、 口腔衛生指導、口腔清掃等	500 円	受診録

【健診事業】

健診結果説明会

ご自分の健診結果を見ながら、結果の読取りを行います。必要に応じて栄養指導、受診勧奨、専門医の紹介等を行います。結果説明会の対象となる人は下記のとおりです。高齢の方は、必要に応じ家族の参加もお願いしています。説明会の対象者へ通知をしています。

【40 歳から 74 歳の方（国保）】

●住民総合健診時の保健指導（コーナー）

国保の方は義務化のため、健診終了後に前年度の検診データの比較又は、個別相談に応じます。

●国保健診結果説明会

8 月下旬頃：生活習慣病で治療をしていない人で、下記の対象となった人

- ・特定保健指導対象者
- ・重症化予防のレベルの方（血圧、血糖、脂質異常、心臓、腎等ガイドラインによる対象者）
- ・2 次健診該当者

9～10 月頃：生活習慣病で治療中の方で、重症化予防レベルの方（血圧、血糖、脂質異常、心臓、腎等の治療中でもコントロール不良の人）

※40 歳未満の県民健康診査の方も対象に含みます。

※社会保険の方は、所属する事業所で保健指導が受けられます。扶養の方で保健指導を希望される方で健診結果がある人は、住民福祉課にお問い合わせください。

【75 歳以上の方（後期高齢）】

●高齢者健診結果説明会

10～11 月頃から適宜：通院の有無に関わらず、生活習慣病予防、重症化予防、フレイル予防が必要な方とその家族

※対象の方には事前にご連絡します。

※訪問も可能ですので、説明会申込時にお伝えください。

【命を救う協力事業】

献血・骨髄バンク登録事業

村は、「安全な血液製剤の安定の供給の確保に関する法律」に基づき治療や手術等の輸血に必要な血液を確保するため、日本赤十字血液センターと協力して、概ね 4 月と 11 月の年 2 回献血を実施しています。

また、血液の病気等で治療困難な人を救うため、県保健所が推進する「骨髄バンクドナー登録」に協力して、年 1 回献血に併せて実施しています。皆さんの愛の協力をお願いします。

骨髄移植ドナー支援事業

村は「骨髄バンク事業」において、骨髄・末梢血幹細胞の提供者に「鯨川村骨髄移植ドナー支援事業奨励金」を交付します。

- 交付金額 骨髄等の提供を行うための通院または入院 1 日当り 2 万円（上限 14 万円）
- 申請方法 各種申請書類の提出は、骨髄等の提供が完了した日から 90 日以内です。
各種申請書類ありますので、骨髄等の提供が決定した段階で住民福祉課に、お問い合わせください。

高齢者の福祉

在宅生活の自立支援

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

在宅福祉サービス

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、いきいきと安心して暮らせるよう、高齢者の自立を支援します。（高齢者とは65歳以上の村民をいいます。）

【緊急通報装置貸与事業】

●対象者

ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度身体障害者

●内容

日常生活の不安解消、急病や災害等の緊急時に緊急通報装置により、迅速に救急車や民生委員、親族等に連絡をします。

●利用料

月額550円の負担があります。

【訪問理美容サービス事業】

●対象者

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、理・美容室へ外出することが困難な高齢者。

●内容

訪問による理・美容サービスを1人あたり年6回を限度に助成します。

【車椅子同乗軽自動車貸出事業】

●対象者

自力で歩行が困難な高齢者、重度の身体障害者や知的障害者

●内容

車椅子ごと同乗することができる軽自動車を利用して、容易に外出することができるよう、車椅子同乗軽自動車を貸出ししています。

●利用料

無料

●申込み

社会福祉協議会へ委託していますので、社会福祉協議会（☎49-3600）へお問い合わせください。

【高齢者お助け事業】

●対象者

ひとり暮らし高齢者等

●内容

- ・日常生活上の支援を行います。
- ・80歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認を行います。
- ・家族が外出等で留守するときは、ひだまり荘で日帰りや宿泊できるサービスを受けることができます。

●利用料

1時間あたり500円の負担があります。ただし、病院等への付き添いなど村外への移動が伴う場合、1kmにつき37円を加算します。

●申込み

サービスの提供を希望する場合は、住民福祉課福祉係に申請書がありますのでお問い合わせください。

【高齢者等除雪支援事業】

- 対象者
除雪が困難なひとり暮らし高齢者等
- 内容
必要と認める範囲の除雪を行います。シルバー人材センターに委託しています。
- 申込み
民生委員がご自宅を訪問して意向を確認し、必要に応じて申請書が村に提出されます。

【配食サービス事業】

- 対象者
ひとり暮らし高齢者で希望する方
- 内容
栄養のバランスのとれた食事を定期的にご自宅へお届けします。安否確認も兼ねています。
- 申込み
村では、社会福祉協議会へ委託していますので、社会福祉協議会（☎49-3600）へお問い合わせください。

社会参加・生きがいづくり

高齢者の社会参加や生きがいを創出する団体等の支援や敬老会を開催しています。

【シルバー人材センター】

- 会員
健康で働く意欲のある高齢者であれば、どなたでも会員になれます。
- 内容
事業所や一般家庭等から、臨時的・短期的な仕事を請け、会員が就労します。
- 事務局
村商工会 ☎49-2171

【老人クラブ】

老人クラブは、60歳以上の方が参加する団体で、社会奉仕や健康増進のためのレクリエーション活動を行っています。会員になりたい人は、地区の老人クラブの会長または社会福祉協議会へお問い合わせください。

【敬老会の開催】

- 対象者（招待者）
75歳以上の高齢者
- 内容
敬老の日をお祝いする行事として、高齢者に敬意を表するとともに、各行政区等の協力によるアトラクションを披露し、長寿のお祝いをします。

【祝い金給付事業】

敬老会開催時等に長年の労苦に感謝し、長寿を祝うため、お祝い金を交付しています。

- 対象年齢およびお祝い金（毎年9月15日現在の該当年齢）

・80歳以上 89歳まで	5,000円
・90歳以上 99歳まで	10,000円
・100歳以上	30,000円
・白寿（満99歳に達したとき）	30,000円
・百歳賀寿（満100歳に達したとき）	100,000円

家族介護者支援

村は、介護認定を受け、在宅で生活をしている高齢者の家族の負担軽減を図るため、介護者を支援します。

【寝具消毒丸洗い乾燥事業】

●対象者

要介護 3、要介護 4、要介護 5 の認定を受け在宅で生活している高齢者

●内容

清潔で快適な暮らしができるよう、業者へ委託し、年 1 回対象者の寝具等の消毒、丸洗い、乾燥を行います。

●申込み

民生委員が対象者宅を訪問し、希望を取りまとめます。

【在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業】

●対象者

常時おむつを使用している次の高齢者

- ・要介護 3、要介護 4、要介護 5 の認定を受け、在宅で生活している高齢者
- ・認知症により要介護 2 の認定を受け、在宅で生活している高齢者

●内容

申請により、月額 5,000 円を限度として紙おむつ給付券が交付されます。指定の業者に紙おむつ給付券を提出して、紙おむつを受け取ります。

●申請手続き

印鑑と介護認定証をお持ちのうえ、住民福祉課で申請してください。

【在宅高齢者家族慰労金交付事業】

●対象者

99 歳に達した高齢者と同居している家族

●内容

対象者を常時介助している家族の功労を称え、慰労金 100,000 円を交付します。

ただし、高齢者が 3 年以上介護保険サービスを利用していた場合は、50,000 円となります。

住まいの支援

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

高齢者居宅サービス事業

居宅において生活することに不安のある高齢者に、安心して健康な生活が送れるよう住まいを提供して支援します。

●施設名

高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」居住棟

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35 番地 ☎49-3600

●利用料

利用する方の前年の収入によって決められます。

収入による区分	1人あたりの月額入居料
1,200,000 円未満	0 円
1,200,000 円以上 1,300,000 円未満	4,000 円
1,300,000 円以上 1,400,000 円未満	7,000 円
1,400,000 円以上 1,500,000 円未満	10,000 円
1,500,000 円以上 1,600,000 円未満	13,000 円
1,600,000 円以上 1,700,000 円未満	16,000 円
1,700,000 円以上 1,800,000 円未満	19,000 円
1,800,000 円以上 1,900,000 円未満	22,000 円
1,900,000 円以上 2,000,000 円未満	25,000 円
2,000,000 円以上 2,100,000 円未満	30,000 円
2,100,000 円以上 2,200,000 円未満	35,000 円
2,200,000 円以上 2,300,000 円未満	40,000 円
2,300,000 円以上 2,400,000 円未満	45,000 円
2,400,000 円以上	50,000 円

●利用対象者

60 歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者または家族による援助を受けることが困難な者であって、独立して生活することに不安のある者

●共益費

月額 8,000 円の負担があります。

●利用申し込み

住民福祉課福祉係にご相談ください。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者が安定的に居住することができるよう、高齢者に適した良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅を提供しています。

●施設名

高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」に隣接）

●所在地

鯉川村大字赤坂中野字宿ノ入 35 番地 ☎49-3600

●入居条件

住宅に入居するには、自立している 60 歳以上の方で、次の条件等を満たしていることが必要です。

- ・ひとり暮らしである方。
- ・現に住宅に困窮していること。
- ・市町村民税を完納していること。
- ・過去に公営住宅等に入居していた方は、家賃および修繕費用に未納がないこと。
- ・暴力団員その他住宅の入居者の平穏を害するおそれのある者でないこと。

●入居者負担金

- ・住宅使用料（家賃）月額

高齢者向け優良賃貸住宅制度に基づき、入居者の収入（所得）により決定されます。

- ・敷金

入居するときの住宅使用料（家賃）の 2 か月分

- ・共益費

月額 8,000 円（電気料、水道使用料、集落排水処理施設使用料など）

●入居者持込みの設備

テレビ、冷蔵庫、コタツなど

●退去する場合

- ・退去しようとする場合には、10 日前までに退去届を提出してください。
- ・退去する際は、退去検査を受け指示された修繕を行なっていただきます。
- ・修繕内容

畳の表替え（状況によっては畳の入替え）、襖（障子）の張替え、破損箇所の取替え修繕など、住宅の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は退去者に負担していただきます。

●入居までの流れ

入居者の資格を確認し、入居条件を良く読んでお申込みください。

①申込書の提出

住宅入居申込書に必要書類を添えて住民福祉課に持参してください。

【申込書類】

- ・住宅入居申込書
- ・住民票謄本または外国人登録証明書
- ・所得証明書または源泉徴収票（入居希望者で収入のある方全員）
- ・納税証明書または非課税証明書
- ・立ち退き要求の場合はその証明書
- ・医師の診断書

②書類審査

提出いただいた書類の審査を行ないます。その結果、入居資格がある方が待機者となります。既存の住宅で空きが出た場合、待機者の中で申し込みの早い人から連絡いたします。

③入居

空き住宅への入居意志の確認後、入居決定通知書が送付され入居決定者となります。その後、敷金の納入や必要書類の提出をすると入居許可書が送付され入居となります。

高齢者住宅改修助成事業

在宅の高齢者が安全な日常生活を過ごすことができるよう、高齢者が住みやすい住居づくりを支援します。

●対象者

75 歳以上の高齢者

●内容

手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替えなどの改修費用の一部を助成します。

●助成額

改修費用（限度額 200,000 円）の 9 割を助成します。

●申請手続き

住民福祉課福祉係に申請書がありますので、お問い合わせください。

●問い合わせ

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

養護老人ホーム

養護老人ホームは、65 歳以上の高齢者で、環境上の理由および経済的理由により、居宅により養護を受けることが困難な人を受け入れる施設です。

●対象者

入院治療を要する状態や寝たきりまたはそれに準じる状態でないこと。また、経済的に困窮していることなど、他にも条件があります。

●費用

本人および家族の収入により異なります。

●施設

村には施設がありませんが、次の近隣の施設を利用することができます。

施設名	電話番号	所在地
藤井ハイムやみぞ	0247-57-5663	埴町大字伊香字中妻 293

●問い合わせ

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

障害者福祉

障害者手帳の交付

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

身体障害者（児）手帳

手帳は、法に定める障がいの程度によって認定されます。また、障がいの程度に応じて1級（最重度）から6級（軽度）までに区分され、障がいの種類や程度に応じて各種サービスを利用することができます。

●交付要件

肢体、視覚、聴覚、音声、言語、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、免疫機能、肝臓などに障がいがあり、法に定める障がいの程度の人。

●申請手続きに必要なもの

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）
- ・印鑑
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの。たて4センチメートル×よこ3センチメートル）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

療育手帳

手帳は、知的障がい者と判定された人に交付されます。また、障がいの程度によってA（重度）またはB（中・軽度）に区分され、その区分に応じて各種サービスを利用することができます。

●申請手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの。たて4センチメートル×よこ3センチメートル）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

精神障害者保健福祉手帳

手帳は、精神障害を有する方に交付されます。また、障がいの程度によって1級から3級まで区分され、その区分に応じて各種福祉サービスを利用することができます。

●申請手続きに必要なもの

- ・医師の診断書（3か月以内のもの）または障害年金証書等の写し
- ・印鑑
- ・顔写真（おおむね6か月以内に撮影されたもの。たて4センチメートル×よこ3センチメートル）
- ・障害者手帳（既にお持ちの方）

障害者総合支援制度

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

各種サービス

障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を目指して、障がい者の日常生活と社会生活を総合的に支援する各種サービスがあります

●介護給付

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分 1 以上)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。また、医療機関への入院時も一定の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難がある人で、常に介護を必要とする方(障害支援区分 3 以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆、代読を含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分 6)のうち、①四肢のすべてに麻痺等があり、寝たきり状態である障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気などで、一時的に居宅で介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人で、①49 歳以下の場合は、障害支援区分 3 以上(施設入所は区分 4 以上)②50 歳以上の場合は、障害支援区分 2 以上(施設入所は区分 3 以上)	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分 6 の人②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分 5 以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分 4 以上の人(50 歳以上の場合は区分 3 以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 (自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます)
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人など	定期的な巡回訪問や、随時の対応により、円滑に地域生活を送ることができるよう相談、助言等を行います。

●訓練等給付

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立訓練 (機能訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への支援を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます。)
自立訓練 (生活訓練)	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。(利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は、36か月の利用期間が設定されます。)
就労移行支援	一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向け、事業所内または企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。(利用者ごと24か月以内の利用期間が設定されます。)
就労定着支援	就労移行支援等を利用している方	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	就労または就労継続支援等の日中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。
就労継続支援 (A型)	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能となる方(利用開始時に65歳未満)で、 ・就労移行支援を利用したが、企業等の雇用につけなかった方 ・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用につけなかった方 ・就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用につけられない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識や能力の向上や維持が期待される次のような方 ・企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方 ・就労移行支援を利用したが、企業等が就労継続支援(A型)の雇用につけなかった方 ・50歳に達している方 ・試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導を行います。

●その他のサービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	・障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ・障害福祉サービスを利用する 18 歳未満の障がい者	サービスの利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	・障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 ・精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障がい者	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付を行います。

●児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜供与を行います。
医療型児童発達支援	上下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援および治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の便宜の供与を行います。
障害児入所支援	障がい児	障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障がい児に対して保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行ったり、障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち、知的障がい児、肢体不自由のある児童もしくは重症心身障がい児に対し治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は、障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

制度の概要

重度心身障害者の健康保持と福祉の増進を目的に「重度心身障害者医療費助成事業」を行っています。

●助成対象者

鮫川村に住所があり次のいずれかに該当する人です。

- ・障害程度等級が1級、2級または3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、免疫または肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者
- ・療育手帳の交付を受けている者であって、その障害程度がAの者
- ・療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害等級が1級の者
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級または3級で、かつ身障手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級または3級で、かつ療育手帳所持者

●助成の内容

医療保険が適用となる保険診療の自己負担分を助成します。

●手続き

身体障害者手帳または療育手帳、もしくは精神障害者保健福祉手帳と保険証、印鑑、貯金通帳を持参のうえ、住民福祉課福祉係で手続きしてください。

●助成申請

医療機関等の窓口で医療費の自己負担分を支払い、「重度心身障害者医療費給付申請書」に医療機関等の証明を受け、住民福祉課に提出してください。

諸手当

障害児福祉手当

20歳以上の著しく重度の障がいの状態にある方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給される手当です。

●手当額

月額 29,590 円

●支給月

2月・5月・8月および11月に前月分まで支給されます。

特別障害者手当

20歳未満で重度の障がい状態にある方で、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。

●手当額 月額 16,100 円

●支給月

2月・5月・8月および11月に前月分まで支給されます。

救急医療・村の医療機関

救急医療

休日当番医

休日の当番医は、広報さめがわやふるさとの四季カレンダー、村ホームページでお知らせしています。受診する場合は、事前に当番医療機関に電話連絡のうえ、保険証とお薬手帳を持参してください。次の病院が当番制であっています。

病院名	電話番号	所在地
埴厚生病院	43-1145	埴町大字埴字大町 1-5
車田病院	43-1019	埴町大字埴字大町 3-35
つちやクリニック	43-2250	埴町大字埴字材木町 10-1
東館診療所	46-2312	矢祭町大字東館字反田 13-1
木村医院	46-3528	矢祭町大字戸塚字山崎 7-1
大木医院	33-2424	棚倉町大字棚倉字古町 28-4
あらまちクリニック	33-8018	棚倉町大字棚倉字北町 156-2
おおひら整形外科クリニック	33-9468	棚倉町大字棚倉字町裏 53-8
深谷クリニック	33-3223	棚倉町大字関口字上志宝 73
和田医院	33-2012	棚倉町大字棚倉字城跡 3-1

第二次救急医療

救急医療輪番病院群により、2次救急病院として、休日や夜間における入院治療を必要とする重症患者の診療を行っています。受診する場合は、事前に当番医療機関に電話連絡のうえ、保険証とお薬手帳を持参してください。

次の病院が当番制であっています。

病 院 名	電話番号	所 在 地
白河厚生総合病院	0248-22-2211	白河市豊地字上弥次郎 2-1
会田病院	0248-42-2121	矢吹町本町 216
白河病院	0248-23-4700	白河市六反山 10-1
埴厚生病院	0247-43-1145	埴町大字埴字大町 1-5

村の医療機関

村保健センター内に、国民健康保険診療所とさめがわ歯科医院が設置されています。

国民健康保険診療所

●診療科目 内科、小児科

●診療時間

午前の診療時間 9:00~12:00

午後の診療時間 1:30~5:00

●休診日 水曜日／土曜日／日曜日／祝日／年末年始（12月29日～31日、1月1日～3日）

●送迎車の運行

送迎を希望する方は、利用する日の前日までに診療所へ申し込みください。

診療所 午前9時出発（午前中のみ運行）

さめがわ歯科医院、役場、JA 鮫川支店、手まめ館などへの利用も可能です。

《運行日・地区》

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
地区	赤坂中野、赤坂東野・石井草	赤坂西野、西山	村内全域	青生野	富田、渡瀬

●問い合わせ ☎49-2028 F A X 49-2799

さめがわ歯科医院

診療時間等については、直接お問い合わせください。

●問い合わせ ☎49-2149

保養・宿泊施設・レクリエーション施設

保養施設

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

村民保養施設「さざり荘」

さざり荘は、温泉の加温や床暖房の熱源として、間伐材や残材などを活用できる薪ボイラーを設置するなど、化石燃料の消費を抑制して地球環境に配慮した施設です。施設の管理運営は、社会福祉法人鮫川村社会福祉協議会に委託しています。

●所在地

鮫川村大字赤坂東野字広畑 199 番地 2 ☎49-2205

●源泉名

湯の田温泉 (32.6℃)

●泉質

アルカリ性単純温泉

●利用時間

・4月～3月 午前10時～午後8時

※入浴の時間は、午前10時から利用時間の30分前までとなります。

※サウナの利用時間は、平日が午後4時から閉館時間の30分前まで、土・日、祝祭日が午前11時から閉館時間の30分前までとなります。

●休館日

毎週水曜日、年末年始(12月31日～1月4日)

●自動販売機・売店・軽食

・自動販売機

酒類、ジュース類、アイスクリーム

・売店

乾物類等、タオル

・軽食(ラーメン)

土曜日および日曜日のみ営業しています。平日の昼食は、出前を利用することができます。

●入館料

区分	金額(1人あたり)	
	10時00分～20時00分	17時00分～20時00分
高齢者(65歳以上)	400円	300円
一般	600円	500円
小学生・中学生	400円	300円
幼児(小学生未満)	無料	無料

※入館料には、消費税相当額を含む。

●部屋使用料

区分		金額			
		10時～16時30分		17時～20時	
		1部屋あたり	2部屋あたり	1部屋あたり	2部屋あたり
大広間 「結の間」	貸切利用 (60人以上)	20,000円	—	10,000円	—
個室	あずきの間	3,000円	4,500円	1,500円	2,250円
	じゅうねの間	3,000円	—	1,500円	—
	楽の間 (カラオケルーム)	4,000円	—	2,000円	—
	おおすずの間	4,000円	6,000円	2,000円	3,000円
	ふくいぶきの間	4,000円	—	2,000円	—

※部屋使用料には、消費税相当額を含む。

●無料送迎バス

無料送迎を行っています。送迎希望日の前日の午後 5 時までに（木曜日の場合は火曜日の午後 5 時までに）電話で送迎利用の申し込みを行ってください。

- ・次の要件全てに該当する方が対象者となります。
- ・自動車の運転免許返納者や元々免許を持っていない無免許の方
- ・鮫川村に住所のある 65 歳以上で、一人でお風呂に入ることができる方
- ・介護保険の認定を受けていない方

お住いの地区ごとに月・火・木・金曜日（但し、祝祭日、年末年始を除く）

曜 日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
地区	青生野 富田 渡瀬	赤坂西野 西山 赤坂中野 赤坂東野・石井草	(休館日) 	青生野 富田 渡瀬	赤坂西野 西山 赤坂中野 赤坂東野・石井草		

- ・迎え 午前 10 時 30 分頃から 11 時 30 分頃の間にご自宅にお迎えに行きます。
- ・送り 午後 3 時頃にご自宅にお送りします。

※時間は多少前後します。

※台風や大雪などの気象状況やその他の事情により送迎ができない場合があります。

観光牧場

農林商工課商工観光係 ☎49-3113

鹿角平観光牧場

鹿角平観光牧場は、一面の牧草に囲まれた開放的な空間が広がります。牧場内では、バーベキューが楽しめるほか、キャンプ場やマウンテンボードグレンデ、天文台などもあり、雄大な自然を満喫できます。

また、バンガローやコテージ、クロスカントリーコースも整備されていますので、健康管理や体力向上などにぜひご利用ください。

●所在地

鮫川村大字青生野字世々麦 343 番地ほか

●開場期間（売店営業時間）

- ・4 月上旬～11 月 午前 9 時～午後 5 時
- ・12 月～3 月 午前 9 時～午後 3 時 45 分

●定休日 水曜日

●施設内容・使用料

施設名称	数量	使用料
コテージ	2 棟	1 泊につき 1 棟 24,000 円以内 日帰り 1 棟 12,000 円以内
バンガロー	5 棟	1 泊につき 1 棟 4,000 円以内 日帰り 1 棟 3,000 円以内
管理棟	1 棟	会議等に貸切使用する場合、1 時間あたり 1,000 円以内
キャンプ場	1 面	テント 1 張 3,000 円以内
シャワー施設	2 棟	1 回 200 円以内
天文台/野外観測所	1 棟/6 箇所	無料
多目的広場	1 面	
駐車場	2 面	
共同調理場	1 棟	
バーベキューハウス	1 棟	
野外バーベキューハウス	3 面	
トイレ	2 棟	
東屋	1 棟	
クロスカントリーコース	1 面	
更衣室	2 棟	

●施設利用（天文台以外）の予約

有限会社鹿角平観光センター

売店 ☎48-2010

事務局（商工会）☎49-2171

●天文台利用の予約

農林商工課商工観光係

☎49-3113

農村公園

農林商工課農林畜産係 ☎49-3113

農村公園は、豊かな自然資源を守り、後世に引き継ぐとともに、その資源を村民の健康と福祉の増進に役立て、観光事業を通じた地域振興を図ることを目的として、村内6か所に設置されています。

公園内には、東屋やトイレ等も整備されていますので、ご利用ください。

【戸倉農村公園】

戸倉農村公園がある戸倉地区では、毎年春の訪れを告げる福寿草が一面に広がり、訪れる人の目を楽しませてくれます。公園内には、地域のシンボルとして水車小屋を設置。5月上旬には、水車小屋の近くで山吹も咲き乱れます。

●所在地

鮫川村大字西山字戸倉 235 番地 1

●施設内容

水車小屋、トイレ、東屋

【墓地石山農村公園】

墓地石山（標高 580.3 メートル）の山頂には「枝垂栗」や、「風の三郎石」と呼ばれる御影の巨石があります。男体山や那須連峰を一望できる山頂からの眺めは絶景です。

●所在地

鮫川村大字西山字余所内 281 番地

●施設内容

東屋、トイレ

【館山公園】

館山は、室町時代から戦国時代にかけて、当地で隆盛していた赤坂氏が築城した「赤坂城」があったところです。

現在は、自然公園として管理されており、頂上部には静かな芝生の広場や東屋があります。

また、公園内にはヤマユリやニッコウキスゲなど花が咲きますが、植樹した桜などの樹木が生長し、花の名所としてたくさんの人が訪れる場所になっています。

頂上からは、村内の中心地域を 360 度眺めることができます。

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字館山 34 番地ほか

●施設内容

東屋、遊具（滑り台、ブランコなど）、トイレ、ベンチ、遊歩道

【真坂農村公園】

田園風景が広がる真坂地区の憩いの場として整備された農村公園内には、小さな清流が園内を貫き、東屋や歩道が整備されているため、のんびりと散策するのに最適です。また、中央には安産祈願の信仰対象として崇められてきた「取上石」が鎮座し、地域を見守ります。

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字真坂 25 番地 2 ほか

●施設内容

東屋、トイレ

【遠ヶ竜ふれあい公園】

田園に囲まれた里山の風景が残されている場所で、水車小屋を背景に、夏にはゲンジボタルが飛び交う、どこか懐かしさを感じさせる公園です。

●所在地

鮫川村大字赤坂東野字遠ヶ竜 34 番地ほか

●施設内容

水車小屋

【江竜田農村公園】

江竜田農村公園は、村を代表する景勝地の「江竜田の滝」に向かう途中に整備された公園で、芝生が広がり、小川のせせらぎが心地いい、リラックスできる空間です。

また、初夏にはたくさんの紫陽花も園内を彩ります。

●所在地

鮫川村大字渡瀬字前ノ沢 116 番地 4

●施設内容

トイレ、多目的トイレ、東屋



消防防災・安全対策

防災情報

総務課総務係 ☎49-3111
災害時対応電話 ☎49-3302・3303

家族で防災会議を開こう

地震や台風などの災害による被害を最小限に食い止めるためには、日頃の備えが大切です。年に一度は家族で防災会議を開き、家族みんなで防災対策について話し合いましょう。

- ・家族の役割分担を決める。
- ・避難場所と避難所を確認する。
- ・家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める。
- ・消火器、バケツなど消火の備えをする。
- ・非常持ち出し品をチェックする。
- ・家の耐震化や家具のなどの固定をする。

非常持ち出し品を準備しよう

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目の付きやすいところに置いて災害時に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使用期限などを確認することも大切です。

※ポイント

少なくとも3日分を目安に、軽くてコンパクトなものを選びましょう。

●食料品

飲料水・乾パン・缶詰・クラッカー・レトルト食品（米、アルファ米、即席めん、菓子類、粉ミルク）など

●貴重品

現金（小銭）・預金通帳・印鑑・その他の重要書類

●衣類等

衣類（冬季は防寒着）・タオル・毛布・寝袋・下着類・上着など

●安全対策用品

ヘルメット・防災頭巾・救急セット・常備薬・靴など

●日用品

手袋（軍手）・ティッシュ・トイレットペーパー・ローソク・マッチ・ライター・ロープ・懐中電灯・携帯ラジオ・生理用品・歯ブラシ・携帯電話充電器など

●あると便利なもの

ウェットティッシュ・マスク・ビニール袋・携帯用浄水器・食品用ラップ・ナイフ・缶切り・雨具など

●その他

笛・携帯用カイロ・保険証コピー

※これらのほか、二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄品を備えておくとい良いでしょう。地震の直後は食品の確保が十分にできませんので、救助活動が受けられるまでの必需品は各家庭で備えておく必要があります。被災直後の生活を支えるために、一人あたり最低3日分の食料品や飲料水などを準備しておきましょう。水は一人あたり1日3リットルが目安です。

火災や地震、台風などに備えて避難場所などを日頃から家族で確認し合っておくことが大切です。

警察（犯罪通報）	110 番
火 災	119 番
救 急	119 番

火災通報の仕方 119 番

もし火災になったら、小さい火だからと自分ひとりで消そうとしたりしてはいけません。「119 番」をダイヤルし、電話が通じたら、あわてず、はっきりと次のように教えてください。

「火事です。鮫川村大字〇〇字〇〇地区、〇〇宅付近で〇〇（建物・山林など）が燃えています。目標となる建物は〇〇です。」

※消防本部指令室（白河広域市町村圏）へ局番ごと通報が入り対応していますので、通報時は消防署からの問いには、落ち着いて対応してください。

なお、他市町村にも同名の地区がありますので、必ず市町村名と字名を伝えましょう。

●火災時の問い合わせについて

消防署では、火災発生時にテレホンサービスを行っています。火災の場所、内容等を知りたい人は、119 番を使用しないで、必ず次の電話番号をお願いします。（☎0248-22-9911）

救急通報の仕方 119 番

「119 番」をダイヤルし、電話が通じたら、あわてず、はっきりと次のように教えてください。

「救急（または交通事故）です。鮫川村大字〇〇字〇〇地区、〇〇宅。目標となる建物は〇〇です。」

- ・住所とだれでもわかる場所の目標
- ・どんな事故（または症状）か
- ・どんな状態か（呼吸の状態など）
- ・けが人は何人か
- ・通報者の名前と電話番号を伝えてください。

第二次救急医療

●第二次救急医療

救急医療施設とし、必要な診療機能および専用病床を確保し、通常の当直体制のほかに、輪番制により重症・救急患者の受入に対応できる医師等を置き、その医療を確保しています。

AED（自動体外式除細動器）

心臓停止による突然死の原因には心室細動（心臓のけいれん）によるものが多く見られます。心臓がけいれんした状態になると、全身に血液を供給することができなくなり、短時間に意識を失い、やがて心臓も止まってしまいます。

AED は心室細動が起きた場合、体外から電気ショックを与え、心臓のけいれんを取り除くための機器です。AED は、役場庁舎、保健センター、公民館、トレーニングセンター、こどもセンター、小・中学校、鹿角平観光牧場、さざり荘に設置されています。

災害はいつ襲ってくるかわかりません。台風や地震、土砂崩れなどの大規模な災害が発生したり、起きる恐れがある場合は、役場に災害対策本部を設置したり、防災行政無線による広報を行い、災害の未然防止、被害の拡大防止などの対策が図られます。

指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所

村内に指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所を設定しています。あらかじめ居住地や勤務先付近の各避難所をお確かめください。

【指定一般避難所】

避難所とは、災害によって短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設です。

番号	指定避難所	電話番号	所在地
1	鮫川村役場	49-3111	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
2	西山集落センター	49-2385	鮫川村大字西山字水口向 2-1
3	赤坂西野区民センター	49-3395	鮫川村大字赤坂西野字頭割 52-1
4	さめがわこどもセンター	29-1010	鮫川村大字赤坂西野字酒垂 3-3
5	トレーニングセンター	49-3295	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 64
6	公民館	49-3151	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 128
7	中の沢集落センター		鮫川村大字赤坂東野字大房 50-2
8	富田体育館		鮫川村大字富田字彦次郎 213
9	富田区集落センター	49-2867	鮫川村大字富田字彦次郎 200
10	渡瀬区集落センター	48-2253	鮫川村大字渡瀬字中山 228-3
11	保健センター	29-1231	鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1
12	高齢者総合福祉センター ひだまり荘	49-3600	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35

【指定緊急避難場所】

避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所を指します。

番号	指定避難所	電話番号	所在地
1	西山林研広場		鮫川村大字西山字水口向 29
2	さめがわこどもセンター園庭	29-1010	鮫川村大字赤坂西野字酒垂 3-3
3	鮫川小学校校庭	49-2005	鮫川村大字赤坂中野字道少田 86
4	村民グラウンド		鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 131
5	鮫川村民運動場		鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 83
6	鮫川中学校校庭	49-3101	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 130-4
7	旧富田小学校校庭		鮫川村大字富田字彦次郎 213
8	渡瀬区運動広場		鮫川村大字渡瀬字中山 227-1
9	旧青生野小学校校庭		鮫川村大字青生野字大犬平 56
10	青生野グラウンド		鮫川村大字青生野字大犬平 225

【指定福祉避難所】

福祉避難所とは、災害時には、一時的に避難所に避難者を受け入れ、保護することとされていますが、避難者の中でも高齢の方や障がいをお持ちの人など特別な配慮を必要とする人（災害時要配慮者）に対して、特別な配慮を行う避難所です。

番号	指定避難所	電話番号	所在地
1	保健センター	29-1231	鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1
2	高齢者総合福祉センター	48-3600	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35

【避難所での3つのマナー】

避難所には家と違ってたくさんの人たちが集まります。みなさんが不安なときを過ごす場所なのでお互いに協力し合って過ごしましょう。

●ゆずりあい

避難所は限られたスペースしかありません。ケガをしている人や体が不自由な人たちなどには場所をゆずり合いましょう。また、トイレの順番などもゆずり合いましょう。

●たすけあい

ケガをしている人や体の不自由な人、または病気の人なども避難所に集まります。健康で元気な人たちが先頭になって、みなさんが快適に過ごせるように助け合いましょう。

●おもいやり

避難所では、大きな声を出したり、走り回ったりすると、周りの人たちの迷惑になります。お互いに思いやる気持ちをもって過ごしましょう。

【災害用伝言ダイヤル（171）の使い方】

地震などの大規模災害が発生し、被災地への通話がつながりにくくなった場合、災害用伝言ダイヤルが提供されます。災害用伝言ダイヤルは、公衆電話や携帯電話・PHSからも使用可能です。

1回の伝言当たり30秒、1電話番号あたり1～10件の伝言を残すことができます。録音保存期間は48時間です。48時間が過ぎると、伝言は消去されます。電話番号「171」をダイヤルした後、ガイダンスに従って操作してください。

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合の有効な伝達手段として、災害用伝言ダイヤルが提供されていますのでご利用ください。

【災害用伝言板サービス】

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

NTT ドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

KDDI (au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

ソフトバンクモバイル <http://dengon.softbank.ne.jp/>

【防災関係機関】

種別	機関名	電話番号	所在地
防災・一般	鮫川村総務課	49-3111	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
※災害時 対応電話	鮫川村総務課	49-3302 49-3303	※災害時対応電話は、災害時に代表 電話がつかない場合にご利用く ださい。
(福祉避難所)	鮫川村住民福祉課	49-3112	
火災・救急	白河地方広域消防本部	0248-22-2157	白河市立石山 15-1
	// 棚倉消防署	33-4522	棚倉町大字棚倉字館ヶ丘 73
	// 鮫川分署	49-2119	鮫川村大字赤坂中野字道少田 13-1
警察	棚倉警察署	33-0110	棚倉町大字流字森ノ内 59-1
	// 鮫川駐在所	49-2110	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 11-1
医療	国保診療所	49-2028	鮫川村大字赤坂中野字新宿 189-1
	鮫川村住民福祉課	49-3112	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
道路・河川	棚倉土木事務所	33-3131	棚倉町大字関口字上志宝 50-1
	鮫川村地域整備課	49-3114	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
ごみ処理	東白衛生組合	43-0378	塙町大字上渋井字岩下 18-7
	鮫川村地域整備課	49-3114	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
水道	鮫川村地域整備課	49-3114	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5
電気	東北電力（停電・緊急時）		0120-175-366
電話	NTT（局番なし）113		0120-444-113

各種相談

行政相談

行政への要望、苦情など、行政に対する問題について総務大臣から委嘱を受けた行政相談員が電話や手紙などで随時相談に応じています。

●行政相談委員

近藤保弘さん（赤坂中野字新宿在住） ☎49-3022

●問い合わせ

村づくり推進室 ☎57-6332

心配ごと相談

村では、社会福祉協議会へ委託し、心配ごと相談を行っています。

不動産や金銭貸借、消費者金融、相続、離婚などの問題を弁護士が相談に応じ、アドバイスを行います。

●相談日・相談場所

毎月 20 日（土、日、祝日の場合は、前日）13 時～15 時 村公民館

●問い合わせ

鮫川村社会福祉協議会 ☎49-3600

消費生活に関する相談

悪質商法や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談や、訪問販売や電話勧誘販売による契約を解約したい、あるいは購入した商品の品質や安全性に疑問があるなど消費生活に関する疑問や不審な点がありましたら、ご相談ください。

●クーリング・オフ制度

消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも契約の内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間は、消費者によく考える期間を与え、必要がないと考えた場合には、消費者からの一方的な申し込みの撤回や契約解除を認める制度です。

●問い合わせ

・農林商工課商工観光係 ☎49-3113

・しらかわ地域消費生活相談センター ☎0248-22-1133

・福島県消費生活センター ☎024-521-0999

生活保護

病気や事故などで収入が無く、生活に困っている人に対して、国が最低限度の生活を保障し、その人の自立を助長する制度です。

この制度は、国民の権利として保障されていますが、これを受けるには、自分の能力に応じて働き、持っている資産、その他あらゆるものを生活に活用することが要件となっています。

●保護の種類

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

●保護の手続き

生活保護は、原則として申請しなければ行われません。申請は、本人かその人の扶養義務者または同居している親族によります。

生活上の問題の相談は、住民福祉課の福祉担当職員が応じます。申請を受けて、村は家族の生活状況、収入や資産、扶養義務者からの援助などを調査します。一定の基準によって世帯の最低生活費を計算し、その世帯全体の収入と比較して、不足する額が保護費として支給されます。

民生委員・児童委員

民生委員は、生活に困った人や児童、お年寄りの問題、身体や精神に障がいのある人などの福祉の向上に努めています。また、児童福祉に関し専門的に担当する主任児童委員がいます。担当区域の委員に気軽に相談ください。

お住まいの区域の委員については、住民福祉課へお問い合わせください。

●問い合わせ

住民福祉課福祉係 ☎49-3112

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間団体として、村および関係機関と協働しながら福祉事業を進めています。

社会福祉協議会では、高齢者の福祉、障害者の福祉、介護保険の実施、短期の貸付金など住民の暮らしと生活に役立つ福祉サービスを提供しています。

社会福祉協議会事業の詳しい内容は、下記へお問い合わせください。

●名称

社会福祉法人鮫川村社会福祉協議会

●所在地

鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 35 番地 高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」内

●問い合わせ

鮫川村社会福祉協議会 ☎49-3600

公共交通

村営バス「あおぞら号」

村づくり推進室 ☎57-6332

村営バス「あおぞら号」は、村民の日常の生活や通勤、通学等のために役立つ地域の公共バスとして鮫川中学校北口（旧診療所前）から棚倉町の県立修明高校前を経由し、ＪＲ磐城棚倉駅まで運行しています。

●運行路線

鮫川中学校北口（旧診療所前）～県立修明高校前経由～ＪＲ磐城棚倉駅

●運行日

月曜～金曜日まで朝夕の１日２便（高校のテスト期間中などは昼便を含め３便）。

●運休日

土日・祝日・年末年始（１２月３１日～１月３日）

●時刻表

(１) 往路（磐城棚倉駅行き）

停 留 所 名	朝便	臨時便	夕便
鮫川中学校北口(発)	7:02	12:17	17:17
広 畑	7:05	12:20	17:20
保健センター	7:06	12:21	17:21
役 場	7:07	12:22	17:22
図 書 館 前	7:08	12:23	17:23
道 少 田	7:09	12:24	17:24
高 校 前	7:10	12:25	17:25
湯 川 口	7:11	12:26	17:26
真 坂	7:12	12:27	17:27
寅 卯 平	7:14	12:29	17:29
切 払	7:15	12:30	17:30
猿 子	7:16	12:31	17:31
石 神	7:18	12:33	17:33
火 打 石	7:19	12:34	17:34
富 田 口	7:21	12:36	17:36
山 田	7:22	12:37	17:37
大 草 口	7:23	12:38	17:38
岡 田 口	7:24	12:39	17:39
庄 司 の 草	7:27	12:42	17:42
関 口	7:29	12:44	17:44
鷹 匠 町	7:30	12:45	17:45
修明高校前	7:33	12:48	17:48
宮 下	7:34	12:49	17:49
城 跡	7:35	12:50	17:50
磐城棚倉駅(着)	7:38	12:53	17:53

※臨時便は、高校のテスト期間中などに運行します。

(2) 復路(鮫川中学校北口行き)

停留所名	朝便	臨時便	夕便
磐城棚倉駅(発)	7:50	13:05	18:10
城 跡	7:53	13:08	18:13
宮 下	7:54	13:09	18:14
修明高校前	7:55	13:10	18:15
鷹 匠 町	7:57	13:12	18:17
関 口	7:58	13:13	18:18
庄司の草	8:00	13:15	18:20
岡 田 口	8:03	13:18	18:23
大 草 口	8:04	13:19	18:24
山 田	8:05	13:20	18:25
富 田 口	8:06	13:21	18:26
火 打 石	8:08	13:23	18:28
石 神	8:09	13:24	18:29
猿 子	8:11	13:26	18:31
切 払	8:12	13:27	18:32
寅 卯 平	8:13	13:28	18:33
真 坂	8:14	13:29	18:34
湯 川 口	8:15	13:30	18:35
高 校 前	8:17	13:32	18:36
道 少 田	8:18	13:33	18:37
図書館前	8:19	13:34	18:38
役 場	8:20	13:35	18:40
保健センター	8:21	13:36	18:41
広 畑	8:23	13:38	18:43
鮫川中学校北口(着)	8:26	13:41	18:46

※臨時便は、高校のテスト期間中などに運行します。

●料金

- ・片道料金
200 円～500 円（利用区間により異なる）
- ・無料対象者
鮫川村内に住所がある 65 歳以上の方は無料です。無料乗車券をご利用ください。
- ・子ども料金
幼児（1 歳以上 6 歳未満）は、大人 1 人に対し 2 人まで無料となります。また、小児（6 歳以上 12 歳未満）は、片道料金の半額（10 円未満の端数は切り上げ）でご利用いただけます。
- ・利用料金の減免
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、片道料金の半額（10 円未満の端数は切り上げ）の金額でご利用いただけます。
- ・乗車券
NORUCA 定期券（通勤用・通学用）は、1 か月、3 か月、6 か月の 3 種類をご用意しています。
また、チャージ式の NORUCA カードを販売しています。福島交通の路線（一部を除く）で利用できます。

●定期券等の販売

- ・福島交通（株）棚倉営業所（棚倉町流森ノ内 46-2） ☎0247-33-2151
石川営業所（石川町双里七鍬石 13-2） ☎0247-26-2151
- ・鮫川村役場村づくり推進室 ☎57-6332
※鮫川村役場では無料乗車券の発行のみ行っています。

村では、お年寄りや高校生などの自家用車を持たない村民が、隣接町村等に気軽に移動できる手段を確保するため、塙町（塙厚生病院）と鮫川村（青少年広場）を結ぶ「塙・鮫川線」石川町内（福島交通石川営業所）と鮫川村（湯の田温泉）を結ぶ「宝木経由鮫川線」を運行しています。

運行時刻は次のとおりです。

【塙・鮫川線（福島交通棚倉営業所 ☎33-2151）】

（1）往路（塙厚生病院行き）

停 留 所 名	1 便	2 便	3 便
青少年広場（発）	8:36	10:21	13:01
道 少 田	8:38	10:23	13:03
鮫川村図書館前	8:39	10:24	13:04
新 宿	8:40	10:25	13:05
鮫 川 役 場	8:41	10:26	13:06
鮫川村保健センター	8:42	10:27	13:07
鮫 川 広 畑	8:43	10:28	13:08
鮫川中学校入口	8:45	10:30	13:10
湯 川	8:46	10:31	13:11
前 沼	8:47	10:32	13:12
薬 師 堂 入 口	8:48	10:33	13:13
富 田	8:49	10:34	13:14
中 沢 入 口	8:50	10:35	13:15
田 尻	8:51	10:36	13:16
福 原	8:53	10:38	13:18
中 山	8:54	10:39	13:19
山 王 の 里	8:55	10:40	13:20
渡 瀬	8:56	10:41	13:21
渡 瀬 下	8:57	10:42	13:22
大 戸 中	8:58	10:43	13:23
江 竜 田	9:00	10:45	13:25
西 の 沢	9:01	10:46	13:26
常 豊 小 学 校	9:06	10:51	13:31
赤 坂	9:07	10:52	13:32
竹 の 内	9:09	10:54	13:34
釜 藤	9:10	10:55	13:35
上 町	9:11	10:56	13:36
本 町	9:12	10:57	13:37
三 丁 目	9:13	10:58	13:38
栄 町	9:14	10:59	13:39
塙 駅 前	9:15	11:00	13:40
塙厚生病院（着）	9:16	11:01	13:41

※運休日は、土日・祝日および年末年始（12月31日～1月3日）です。

(2) 復路（青少年広場行き）

停 留 所 名	1 便	2 便	3 便
塙厚生病院（発）	9:35	11:16	16:30
塙 駅 前	9:36	11:17	16:31
栄 町	9:37	11:18	16:32
三 丁 目	9:38	11:19	16:33
本 町	9:39	11:20	16:34
上 町	9:40	11:21	16:35
釜 藤	9:41	11:22	16:36
竹 の 内	9:43	11:24	16:38
赤 坂	9:44	11:25	16:39
常 豊 小 学 校	9:45	11:26	16:40
西 の 沢	9:50	11:31	16:45
江 竜 田	9:51	11:32	16:46
大 戸 中	9:53	11:33	16:48
渡 瀬 下	9:54	11:34	16:49
渡 瀬	9:55	11:36	16:50
山 王 の 里	9:56	11:37	16:51
中 山	9:57	11:38	16:52
福 原	9:58	11:39	16:53
田 尻	10:00	11:41	16:55
中 沢 入 口	10:01	11:42	16:56
富 田	10:02	11:43	16:57
薬 師 堂 入 口	10:03	11:44	16:58
前 沼	10:04	11:45	16:59
湯 川	10:05	11:46	17:00
鮫川中学校入口	10:06	11:47	17:01
鮫 川 広 畑	10:08	11:49	17:03
鮫川村保健センター	10:09	11:50	17:04
鮫 川 役 場	10:10	11:51	17:05
新 宿	10:11	11:52	17:06
鮫川村図書館前	10:12	11:53	17:07
道 少 田	10:13	11:54	17:08
青少年広場（着）	10:15	11:56	17:10

※運休日は、土日・祝日および年末年始（12月31日～1月3日）です。

【宝木経由鮫川線（福島交通石川営業所 ☎26-2151）】

(1) 往路（石川営業所行き）

停 留 所 名	平日（月～金）			土日・祝日	
	1 便	2 便	3 便	1 便	2 便
湯の田温泉（発）	7:00	12:00	16:50	7:00	15:00
さぎり荘	7:01	12:01	16:51	7:01	15:01
鮫川広畑	7:02	12:02	16:52	7:02	15:02
鮫川村保健センター	7:03	12:03	16:53	7:03	15:03
鮫川役場	7:04	12:04	16:54	7:04	15:04
新 宿	7:05	12:05	16:55	7:05	15:05
鮫川村図書館前	7:06	12:06	16:56	7:06	15:06
道 少 田	7:07	12:07	16:57	7:07	15:07
伏 木 田	7:08	12:08	16:58	7:08	15:08
官 沢 入 口	7:09	12:09	16:59	7:09	15:09
官 沢	7:10	12:10	17:00	7:10	15:10
薄ヶ久保	7:11	12:11	17:01	7:11	15:11
鍛 冶 平	7:12	12:12	17:02	7:12	15:12
岩野草入口	7:13	12:13	17:03	7:13	15:13
宝 木	7:13	12:13	17:03	7:13	15:13
押 野	7:14	12:14	17:04	7:14	15:14
特養さめがわ	7:15	12:15	17:05	7:15	15:15
西 山	7:15	12:15	17:05	7:15	15:15
後 田 中	7:16	12:16	17:06	7:16	15:16
菅 田	7:17	12:17	17:07	7:17	15:17
石 川 駅 前	7:37	12:37	17:27	7:37	15:37
石川営業所（着）	7:46	12:46	17:36	7:46	15:46

※運休日は、正月（1月1日・2日）の2日間です。1月3日は土日・祝日のダイヤで運行します。

(2) 復路 (湯の田温泉行き)

停 留 所 名	平日 (月～金)				土日・祝日	
	1 便	2 便	3 便	4 便	1 便	2 便
石川営業所 (発)	10:50	13:50	16:00	18:30	13:50	17:45
石 川 駅 前	10:59	13:59	16:09	18:39	13:59	17:54
菅 田	11:18	14:18	16:28	18:58	14:18	18:13
後 田 中	11:19	14:19	16:29	18:59	14:19	18:14
西 山	11:20	14:20	16:30	19:00	14:20	18:15
特養さめがわ	11:20	14:20	16:30	19:00	14:20	18:15
押 野	11:21	14:21	16:31	19:01	14:21	18:16
宝 木	11:22	14:22	16:32	19:02	14:22	18:17
岩 野 草 入 口	11:23	14:23	16:33	19:03	14:23	18:18
鍛 治 平	11:24	14:24	16:34	19:04	14:24	18:19
薄 ケ 久 保	11:25	14:25	16:35	19:05	14:25	18:20
官 沢	11:26	14:26	16:36	19:06	14:26	18:21
官 沢 入 口	11:27	14:27	16:37	19:07	14:27	18:22
伏 木 田	11:28	14:28	16:38	19:08	14:28	18:23
道 少 田	11:29	14:29	16:39	19:09	14:29	18:24
鮫川村図書館前	11:30	14:30	16:40	19:10	14:30	18:25
新 宿	11:31	14:31	16:41	19:11	14:31	18:26
鮫 川 役 場	11:32	14:32	16:42	19:12	14:32	18:27
鮫川村保健センター	11:33	14:33	16:43	19:13	14:33	18:28
鮫 川 広 畑	11:34	14:34	16:44	19:14	14:34	18:29
さ ぎ り 荘	11:35	14:35	16:45	19:15	14:35	18:30
湯の田温泉 (着)	11:36	14:36	16:46	19:16	14:36	18:31

※運休日は、正月 (1 月 1 日・2 日) の 2 日間です。1 月 3 日は土日・祝日ののダイヤで運行します。

利用方法について

デマンド交通の利用には事前の利用者登録が必要となります。

また、利用時にも事前予約が必要になりますので、利用したい方は専用ダイヤルへおかけください。

（鮫川運送デマンド交通予約窓口 ☎070-3791-0488）

●利用者登録

名前・性別・生年月日・住所・電話番号・緊急連絡先を予約窓口のオペレーターに伝えて登録します。登録後、最初の乗車の際に利用登録証が運転手から手渡されます。

●事前予約

名前・利用したい日・出発希望時刻・到着希望時刻・出発地・目的地を予約窓口のオペレーターにお伝えください。

※他の予約との兼ね合いにより、希望に添えない場合もあります。

※予約は 1 週間前から 2 時間前までにお電話ください。

※オペレーターが運転中などで応答できない場合があります。着信履歴を確認後、かけなおしますのでお待ちください。

●乗車時の注意

家の前（家の前の道等が狭い場合は家の近くまで）に車両が到着し、乗るときに運賃を支払います。

時間の変更や、キャンセルの場合は必ず予約窓口ご連絡してください。

運行日・運行時間

●運行日

月曜日～土曜日（運休日…日祝日・年末年始）

●運行時間

午前 8 時～午後 4 時

※運行が変更になる場合があります。村広報紙にてお知らせしますので、ご確認ください。

運行範囲

●村内

村内全域に運行しています。

●村外

埴町：埴厚生病院・磐城埴駅

棚倉町：ヨークベニマル棚倉店・磐城棚倉駅



運賃

●運賃表

	おとな (19 歳～69 歳)	こども (6 歳～18 歳)	70 歳以上	障がい者
村内在住	400 円	200 円	200 円	200 円
村外在住	1,500 円	800 円	800 円	400 円 …6 歳～18 歳 800 円 …19 歳～69 歳

●支払方法

現金のみ

問い合わせ

村づくり推進室 村づくり推進係 ☎57-6332

鮫川運送デマンド交通予約窓口 ☎070-3791-0488（予約はこちらで受け付けます。）

自然・環境保全・土地利用

ごみの出し方とごみ収集

地域整備課環境係 ☎49—3114

分別収集と減量化

庭から出されるごみは、東白川郡4町村で運営している東白クリーンセンターが地区ごとに収集日・集積所を決めて収集しています。

集積所に出すごみは、東白クリーンセンターが指定するごみ袋に、燃えるごみ、燃えないごみ、びん類、缶類などに分別して出してください。

各世帯に配布してある「ごみ分別ガイドブック」にごみの種類の代表例とごみの出し方がありますので、正しく出してください。

ごみは分別することにより、資源の有効利用と焼却施設での処理効率の向上、最終処分場の延命などにつながりますので、必ず分別して出すことを守ってください。

また、ごみを出す前に家庭でできる再利用を心がけ、ごみの減量化にご協力ください。

■ごみ収集日程

年度ごとに「ごみ収集日程表」を各世帯へ配布します。

■ごみの分別の種類

●資源物専用袋（緑色で印字しています。）

この袋には、プラスチック製容器包装製品、紙製容器包装製品、ペットボトル製品、発泡スチロール（トレイ）製品、缶類、びん類の6種類に分別して、混ぜることなく種類ごとに専用袋に入れてください。

【出すときのルール】

容器の中身を空にして、水ですすいできれいにしてください。

区 分	出 せ る も の	出せないもの（注意事項）
■プラスチック製 容器包装製品 ≪収集区分≫ もえるごみ	 マークのついたものが対象です。 お菓子、冷凍食品、洗剤ボトル、チューブ類、レトルトパック、ソース またはドレッシングの容器など ※カップめん容器、食品トレイ、発泡スチロール製品でプラマーク表示のあるものは、発泡スチロール製品になります	ポリタンク、ビデオテープ、CD、MD、プラスチックまな板、洗面器、タッパー、プラスチックプランター、ハンガーは、もえるごみとして出してください。
■紙製容器包装製品 ≪収集区分≫ もえるごみ	 マークのついたものが対象です。 紙箱、紙袋、包装紙、紙コップ	汚れているもの、使用済みのティッシュ、感熱紙、ハガキ、写真・コピー用紙は、もえるごみとして出してください。
古 紙	ダンボール、牛乳パック、新聞紙、雑誌 ※資源物専用袋に入れる必要はありませんので、種類ごとにまとめて十文字にひもで縛ってください。ただし、粘着テープで縛るなどして、ダンボール箱へは入れないでください。	チラシ、コピー用紙、内側が銀色のパックは古紙類ではありませんので、もえるごみとして出してください。
■ペットボトル製品 ≪収集区分≫ もえないごみ	 マークのついたものが対象です。 ジュース類、しょうゆ、みりん、酒類	フタやラベルをはずしてください。 つぶしてコンパクトにしてください。
■発泡スチロール（トレイ）製 ≪収集区分≫ もえないごみ	緩衝材、食品トレイなどの白い発泡スチロール ※プラマークがついたもので、発泡スチロール製品も含まれます。	汚れた発泡スチロールは、汚れを落としてください。汚れが落ちないものは、もえるごみとして出してください。
■缶類 ≪収集区分≫ もえないごみ	アルミ缶、スチール缶、缶詰・お菓子の缶、粉ミルク缶 ※スプレー缶・ガス缶は、必ず穴を開けてください。 ※塗料缶、自動車オイル缶、食用油缶は、中を空にしてください。	 アルミマークとスチールマークそれぞれの缶を分別する必要はありません。
■びん類 ≪収集区分≫ もえないごみ	ジュース、栄養剤、酒類、ジャム類、化粧品、薬品などの茶色びん、無色びん ※ふたは取ってください。	ガラス調度品、ガラス食器類、われもののびん ↓ もえないごみとして出してください。

●もえるごみ・もえないごみ専用袋（紫色で印字しています。）

この袋には、もえるごみ・もえないごみを分別して、各収集日に出してください。なお、焼却灰については、混ぜることなく種類ごとに袋に入れてください。

区 分	出 せ る も の	出せないもの（注意事項）
■もえるごみ 《収集区分》 もえるごみ	生ごみ（台所ごみ、残さは水気を十分切ってください。）、食用油（必ず紙等にしみこませてください。）、貝殻、革製品、保冷剤・乾燥剤、家庭用プラスチック製品、使い捨てカイロ、内側が銀色の紙パック、剪定枝（長さ30センチメートル、太さ10センチメートル）、草、衣類、ぬいぐるみ、紙おむつ、靴類、ビデオテープ・CD・DVD、ポリタンク、汚れがひどいプラスチック製または紙製包装製品など	ドライヤーなどの小型家電、ガラス製品、鍋・やかん、鏡、卓上コンロなど
■もえないごみ 《収集区分》 もえないごみ	ドライヤー・アイロンなどの小型家電、せともの、ガラス製品、鍋・やかん、鏡、卓上コンロ、電球・乾電池、時計、銅製品、針金、髭剃り、コード ※危険物の取り扱い ・刃物、われもの、蛍光灯は、新聞紙または厚紙で包んで「キケン」と表記してください。 ・水銀入り体温計は、割れても水銀がこぼれないようにケースまたは袋に入れてください。 【焼却灰】 暖炉の灰・ペレットストーブの灰・使用済みの炭 ※焼却灰だけを専用袋に入れて出してください。	注射器、バイク（50cc以上）、ブロックなどのコンクリート、断熱材、ボタン電池、耐火金庫 ※焼却灰はもえないごみとして収集しますが、 <u>自宅や仕事場でのごみ焼却は法律で禁止されています。</u>

家電リサイクル法対象機器の処分方法

家電リサイクル法の施行により、家庭用のテレビ、エアコン、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、販売店に引き取りをお願いしてください。東白クリーンセンターへの直接持ち込みや集積所には出せません。

粗大ごみ・多量ごみ等、ごみの持ち込み

指定ごみ袋に入らないごみや集積所に出せないごみは、粗大ごみとなります。処理できる品目は、東白クリーンセンターへ問い合わせ、直接搬入してください。

搬入物によっては、持ち込めないものもありますので、東白クリーンセンターへ確認してください。※毎月第2・第4日曜日のごみ搬入については、事前予約が必要となりますので「ごみ分別ガイドブック」でご確認ください。

●集積所に出せないごみ

ガスボンベなど（爆発物のすべて）、農薬、汚泥、ペンキ、シンナー、オイル類、バッテリー、タイヤ、農機具

ごみ処理施設の問い合わせ

鮫川村内のごみ収集やごみ処理、一般廃棄物の最終処分については、東白川郡の4町村で運営する東白クリーンセンター（東白衛生組合）で行なっています。

ごみは種類によって出し方が違います。ルールを守り、ごみの排出抑制・資源化をめざし、快適な村をつくりましょう。

●ごみ処理施設

- ・名 称 東白クリーンセンター
- ・所在地 塙町大字上渋井字岩下 18-7

●問い合わせ

村地域整備課環境係 ☎49-3114
東白クリーンセンター（東白衛生組合） ☎43-0378

し尿くみ取り

東白衛生組合が許可した業者が行っていますので、組合までお問い合わせください。

●問い合わせ

協業組合（福島県南環境衛生センター） ☎43-2405

犬の登録と狂犬病の予防注射

地域整備課環境係 ☎49-3114

犬の登録・変更届出

犬を飼った場合は、狂犬病予防法により「犬の登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。地域整備課環境係で登録してください。手数料の負担があります。

●登録内容の変更届出

次の登録内容が変更になった場合も届け出をしてください。

- ・飼い犬の死亡
- ・犬の所在地の変更
- ・犬の所有者の変更
- ・犬の所有者の住所変更

●手数料

区 分	金 額
登録手数料	1 頭につき 3,000 円
予防注射済票の交付手数料	1 頭につき 550 円
鑑札の再交付手数料	1 頭につき 1,600 円
狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1 頭につき 340 円

狂犬病予防注射・その他

●狂犬病予防接種

村では、毎年、回覧等でお知らせをして各地区で集合注射を実施しています。必ず、集合注射または動物病院で注射を受けるようにしてください。生後91日以上の犬は、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。春の村内各会場での集合注射または動物病院で接種してください。（集合注射の日程は、広報さめがわ「お知らせ版」で案内します。）

●放し飼いはやめましょう

犬の放し飼いは、他人に迷惑をかけ、危害を与える恐れもあるので、県条例で禁止されています。また、犬の散歩は、リードを付けて行ないましょう。

●環境美化に努めましょう

愛犬の「ふん」の始末は飼い主の義務です。公共の場所や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。犬小屋の周りは常に清潔にして、ハエなどの衛生害虫や悪臭の発生を防ぎましょう。

土地利用開発事前協議

大規模な開発を行う場合、開発を行おうとする者は、開発に係る関係法令の許認可申請の前に地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用ができるよう福島県と事前協議を行い、土地利用に関する計画への適合性の判断や、関係法令等の審査基準に基づき、指導や教示等を受ける必要があります。県との事前協議の前には、村との調整も必要です。

●大規模開発とは

- ・50,000 平方メートル以上の開発行為
- ・開発区域に農地転用の許可が必要となる 40,000 平方メートルを超える農地を含む場合

●問い合わせ 福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課☎0248-23-1503

上・下水道、浄化槽

水道・集落排水・浄化槽

地域整備課環境係 ☎49-3114

私たちの生活に欠かせない水。安全でおいしい水道水を安定してお届けするため、水道施設の整備を推進しています。

また、生活排水による水質汚濁を防止し、快適な生活環境の実現を図るため、農業集落排水、合併処理浄化槽の各事業を実施しています。

水道・集落排水処理施設を使うとき

次の場合は、地域整備課環境係へ届けてください。

●開始届

転入、転居、新築などで村の水道、集落排水を使い始めるとき

●中止届

転出、転居、長期不在などで、水道、集落排水処理施設を使わなくなったとき

水道・集落排水処理施設使用料の支払い

●料金・使用料について

水道料金は、基本料金とメーター使用料を合算して算出します。また、集落排水処理施設使用料は、基本料金と世帯人員割等による料金を合算して算出します。

≪水道使用料≫

・給水料

	基本料金（2か月あたり）		超過料金 （1立方メートルにつき）
	使用水量	料 金	
一 般 用	20立方メートルまで	2,500 円	130 円
営 業 用	40立方メートルまで	5,000 円	130 円
浴場営業用	400立方メートルまで	50,000 円	210 円
臨 時 用	2立方メートルまで	600 円	330 円

・メーター使用料

口 径	使 用 料
13 ミリメートル	230 円
20 ミリメートル	330 円
25 ミリメートル	440 円
30 ミリメートル	560 円
40 ミリメートル	770 円
50 ミリメートル	3,310 円
75 ミリメートル	4,410 円

《集落排水処理施設使用料》

区 分	使用料金（月額）		適用範囲
	基本料	人員割料	
一般住宅	1 世帯あたり 2,000 円	世帯員 1 人あたり 420 円	
店舗等	1 店舗あたり 4,000 円	世帯員（従業員含む） 1 人あたり 420 円	鮮魚、食品製造、理・美容等、水を多用する業種
	1 店舗あたり 4,000 円	換算処理人員 1 人あたり 420 円	飲食業、民宿、旅館
集会施設	1 施設あたり 2,100 円		大字単位のもの
	1 施設あたり 1,100 円		字単位のもの
事業所等	1 施設あたり 5,300 円	換算処理人員 1 人あたり 420 円	事業所、事務所、工場、学校、幼稚園、診療所、歯科診療所、公共施設

※換算処理人員とは、従業員数、職員数、収容人員等に、村長が別に定める調整率を乗じて得た人員をいいます。

※使用料には、消費税相当額を含みます。

●便利な口座振替

ご自分の口座から自動的に納税できる便利な口座振替をご利用ください。口座を開設している金融機関の窓口または総務課税務係で受付しています。

●取扱金融機関

東邦銀行棚倉支店・東西しらかわ農業協同組合・ゆうちょ銀行

●納付書による納付

村から送付される納付書により、鮫川村役場出納室または下記の金融機関にて納付してください。

下記以外の金融機関の場合は、別途振込手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

【金融機関で納付される方】

・鮫川村指定金融機関

東邦銀行棚倉支店（各支店含む）

・鮫川村収納代理金融機関

福島銀行棚倉支店（各支店含む）、大東銀行棚倉支店（各支店含む）、白河信用金庫棚倉支店（各支店含む）、ゆうちょ銀行、東西しらかわ農業協同組合

合併処理浄化槽の設置補助

住宅の新築や水回りの改築に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合は、設置者に対して助成を行います。詳しくは地域整備課環境係まで問い合わせください

自家用水道施設の設置補助

自家用水道の水源枯渇や水質悪化などにより、日常生活に支障をきたしている場合、水道施設の整備費用の一部を助成しています。詳しくは地域整備課環境係まで問い合わせください。

道路・住宅

道路法に基づく許可

地域整備課建設係 ☎49—3114

道路の占用（道路法第32条）

道路占用とは、村道に一定の工作物または施設を設け、継続して（または一時的に）使用することです。道路を占用するには、許可が必要となります。また、占用目的・規模に応じ、所定の占用料がかかります。具体的には、次に掲げるようなものがこれに該当します。

- ・水道管、給水管、配水管等の埋設
- ・電柱、支柱、支線等の設置
- ・案内標識、カーブミラー等の設置

道路工事施工承認（道路法第24条）

承認工事とは、道路管理者以外の者が、道路管理者の承認を受け、自らの費用負担で実施する工事をいいます。事前に地域整備課にご相談ください。具体的には、次に掲げるようなものがこれに該当します。

- ・法面の埋立てまたは切取り
- ・新規道路の取付工事
- ・車両乗入れのための縁石またはガードレールの撤去
- ・店舗、車庫等の前面の舗装

住宅・村営住宅

地域整備課建設係 ☎49—3114

建物を建築するとき

建物を建築する場合は、建築工事届を提出して確認を受けなければなりません。なお、増・改築、移転で床面積が10平方メートル以下の場合は提出の必要はありません。

道路・がけなどの状況により建築できない場所がありますので注意してください。

建物の解体等を行うとき

建築物を除去する場合は、建築物除去届の提出が必要となります。ただし、建築物の床面積が、10平方メートル以下の場合は、提出の必要はありません。

なお、建築物を解体等するときは「分別」と「リサイクル」が義務付けられています。建築物の場合、延床面積が80平方メートル以上の解体や、500平方メートル以上の新築・増築をするときなどは、工事着手の7日前までに届出書を提出してください。

また、分別とリサイクルが必要な建設資材は、次のとおりです。

- ・コンクリート
- ・コンクリートおよび鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

村営住宅に入居したいとき

村内には公営住宅のほか、定住促進住宅があります。入居の募集は、広報や広報お知らせ版または回覧文書などによりお知らせします。

●入居条件

村営住宅に入居するには、次の条件等を満たしていなければなりません。

- ・鮫川村に住所を設定する意志があること。
- ・現に住宅に困窮していること。
- ・地方税を滞納していないこと。
- ・公営住宅法に基づく政令月収を超えない者（公営住宅のみ）
- ・申込みした日において、家賃の2倍以上の収入がある者（定住促進住宅のみ）
- ・暴力団員その他住宅の入居者の平穏を害するおそれのある者でないこと。
- ・過去に住宅に入居していた方は、住宅明渡請求 をされていないこと。

●入居者負担金

- ・住宅使用料（家賃）月額

《公営住宅》

公営住宅法に基づき計算されます。政令月収を基準に算定されます。

《定住促進住宅》

6,000 円～40,000 円（住宅により異なります。）

- ・敷金

《公営住宅》

入居するときの住宅使用料（家賃）の3 か月分

《定住促進住宅》

入居するときの住宅使用料（家賃）の3 か月分（上限 70,000 円）

- ・その他

電気、ガス、水道使用料、集落排水処理施設使用料、浄化槽維持管理委託料および清掃料、テレビ共同受信施設組合の会費など

●入居者持込みの設備

ガスコンロ、照明器具、電話、テレビ、湯沸かし器、カーテン、エアコンなど

※住宅により異なりますので、申し込みの際にご確認ください。

●退去する場合

退去しようとする場合には、10 日前までに退去届を提出してください。また、退去する際は、退去検査を受け、指示された修繕を行なっていただきます。

- ・修繕内容

畳の表替え（状況によっては畳の入替え）、襖・障子の張替え、浄化槽の清掃、ハウスクリーニング、破損箇所の取替え修繕など、住宅の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は退去者に負担していただきます。

●入居までの流れ

入居者の資格を確認し、入居条件を良く読んでお申込みください。

①申込書の提出

住宅入居申込書に必要書類を添えて地域整備課に持参してください。

※申込書は、住宅の種類（公営住宅と定住促進住宅）により異なりますのでご注意ください。公営住宅と定住促進住宅を同時に申込みする場合の添付書類は各 1 部で結構です。

【申込書類】

- ・住宅入居申込書
- ・住民票謄本または外国人登録証明書
- ・所得証明書または源泉徴収票（入居希望者で収入のある方全員）
- ・納税証明書または非課税証明書
- ・立ち退き要求の場合はその証明書
- ・その他

②書類審査

提出いただいた書類の審査を行ないます。その結果、入居資格がある方が待機者となります。既存の住宅で空きが出た場合、待機者の中で申込みの早い方から連絡いたします。（新規住宅の場合は一斉募集となります。）

③入居

空き住宅への入居意志の確認後、入居決定通知書が送付され入居決定者となります。その後、敷金の納入や必要書類の提出をすると入居許可書が送付され入居となります。

●公営住宅

団地名	位 置	戸 数
広畑団地	鮫川村大字赤坂東野字広畑 197 番地	13 戸
見渡団地	鮫川村大字赤坂西野字茅 353 番地	12 戸
渡瀬団地	鮫川村大字渡瀬字木之根 101 番地	13 戸
宿ノ入団地	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 37 番地 4 ほか	11 戸

●定住促進住宅

区分	住 宅 名	位 置	戸数
新築住宅	水口住宅	鮫川村大字西山字水口 103 番地ほか	10 戸
	伏木田住宅	鮫川村大字赤坂中野字伏木田 20 番地	4 戸
	猿子住宅	鮫川村大字赤坂西野字見渡 147 番地	1 戸
その他の住宅	茅住宅	鮫川村大字赤坂西野字茅 135 番地	1 戸
	巡ヶ作住宅	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 119 番地 1	1 戸
	道少田住宅	鮫川村大字赤坂中野字道少田 4 番地 3	1 戸
	新宿住宅	鮫川村大字赤坂中野字新宿 79 番地	1 戸
	酒垂住宅	鮫川村大字赤坂西野字酒垂 2 番地 1 ほか	2 戸
	見渡住宅	鮫川村大字赤坂西野字見渡 151 番地 1	1 戸
	宿ノ入住宅	鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入 52 番地 1	1 戸